近畿ブロック発注者協議会(第11回)

日時:平成30年 8月 6日(月)

 $14:00\sim15:30$

場所:大阪合同庁舎第1号館

第1別館2階大会議室

議 事 次 第

- I. 開 会
- Ⅱ. 挨 拶
- Ⅲ. 議 事
 - 1. 近畿ブロック発注者協議会の運営
 - 2. 平成30年度近畿ブロック発注協の取組み
 - 3. 施工時期等の平準化の取組み
 - 4. 基準・要領・システム等の標準化・共有化
 - 5. 発注情報の一括公表の取組み
 - 6. 近畿地整 営繕部からの情報提供

Ⅳ. 閉 会

- 議事次第
- 幹事会出席者名簿、配席表
- 資料-1 近畿ブロック発注者協議会の運営
- 資料-1-1 協議会設置要領(改正案)
- 資料-2 平成30年度近畿ブロック発注協の取組み
- 資料-3 施工時期等の平準化の取組み
- 資料-4 基準・要領・システム等の標準化・共有化
- 資料-5 発注情報の一括公表の取組み
- 資料-6 近畿地整 営繕部からの情報提供
- 参考資料① 災害時における取組み
- 参考資料② 地方公共団体における平準化の取組事例【さしすせそ(第3版)】

平成30年度近畿ブロック発注者協議会(第11回)

<u>'</u> ,		事務局		技術管理 課長	総括技術 検査官	技術調整 管理官	本省技術調査課	本省 産業建設課	契約管理官	契約課長	営繕品質 管理官	港湾空港部事業計画官	!
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大阪航空局	5	近畿運輸局	引 企画部長		福井県	局長		近畿農政局	総務部長	営繕部長 港	湾空港部長	
	0		0	0		副会長	0		0	0	0	0	
第五管区海保本部	0			進行		副 女女	会長		副会長			0	池田町
第八管区海保本部	0												
近畿中国森林管理局	0											0	佐用町
近畿中部防衛局	0											0	上牧町
近畿管区警察局	0												
大阪国税局	0											0	紀美野町
近畿経済産業局	0											0	千早赤阪村
近畿地方環境事務所	0												
大阪高等裁判所	O											0	木津川市
水資源機構	0											0	滋賀県(土木交通部)
西日本高速道路	0											0	滋賀県(農政水産部)
本州四国連絡高速道路	0											0	京都府(建設交通部)
阪神高速道路	0											0	京都府(農林水産部)
国立国際美術館	0											0	大阪府(都市整備部)
鉄道建設 運輸施設整備支援機棒												0	大阪府(環境農林水産部
都市再生機構	0											0	兵庫県(県土整備部)
日本原子力研究開発機構	0											0	奈良県(県土マネジメント
日本下水道事業団	0											0	奈良県(農林部)
	野洲市	〇 井手町	O 高石市	伊丹市	〇 桜井市	有田市	0 神戸市	O 堺市	大阪市	京都市	〇 和歌山県 (農林水産部	〇 和歌山県)(県土整備	
大阪	湾広域臨海環境))	ā o	B者席			0	記者席		記者 O C		
		行者席	0		行者席)		随 〇	行者席〇〇		随行: O C		
	随: O	行者席	0	随: O	行者席)		随 〇	行者席		随行: O C		
	随: O	行者席	0		行者席)		随 〇	行者席		随行: O C		

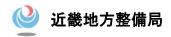
資料-1

平成30年8月6日

近畿ブロック発注者協議会の運営



平成30年度近畿ブロック発注者協議会実施体制



運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

■近畿ブロック発注者協議会の体制

〇公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、<u>発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック</u> <u>発注者協議会を設置</u>(平成20年度に設置)

連携

〇各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設(H28.4)

■近畿ブロック発注者協議会の構成図 平成30年度実施体制

- ■近畿ブロック発注者協議会
 - ○国の機関 14機関 国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、 環境省、防衛省、警察庁、林野庁、海上保安庁、 高等裁判所
 - 〇地方公共団体 25機関 7府県、4政令市、14市町村
 - 〇特殊法人等 14機関

■近畿ブロック発注者協議会 幹事会 〇発注者協議会の53機関

運営分科会

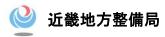
工事検査 分科会 (H28.4設置) 分科会

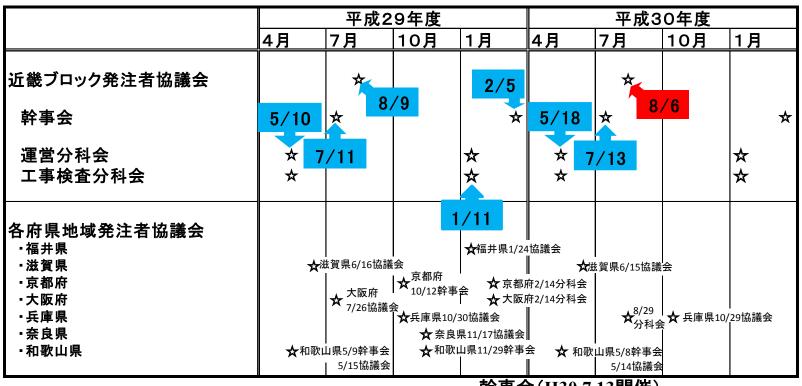
- ■府県毎地域発注者協議会
 - 〇福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
 - 〇全市町村(211市町村)
 - 〇近畿地方整備局
 - 〇政令市 (オブザーバー)



滋賀県・大阪府(平成28年度)、京都府(平成29 年度)に分科会を設立

近畿ブロック発注者協議会スケジュール





運営分科会·工事検査分科会 合同分科会(H30.5.18)

- ・H30年度の取り組み方針確認
- ・目標指標の状況確認 (アンケート内容の確認)
- ・発注情報の一括公表の取組み拡大について
- ・基準・要領・システム等の標準化・統一化 とりまとめ結果報告と今後の方針、状況確認

幹事会(H30.7.13開催)

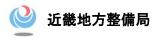
- 目標指標の実施状況報告
- ・基準・要領・システム等の標準化・統一化 結果公告と今後の展開について



協議会(H30.8.6開催)

- ・目標指標の実施状況報告
- ・基準・要領・システム等の標準化・統一化 結果公告と今後の展開について

H30年度 近畿ブロック発注者協議会の取組方針



①全国統一指標も活用した重点3項目の改善

- ・【適切な設計変更】では、引き続きガイドラインの策定の推進を図り、策定したガイドラインが公表されるよう指導を行う。設計変更率では50%以上の変更率を目標とし、変更率の低い工種を掘り下げて分析し、原因を探る。
- ・【施工時期の平準化】では、効果があると思われる5項目(さしすせそ)の導入の推進をはかる。 『(そ)早期執行のための目標設定』を導入している府県(7)・政令市(1)・市町村(99)に 対し、設定した目標値、達成状況についてアンケートに追加して状況把握を行う。
- ・【適切な予定価格の設定】では、自治体の単価の更新月と発注時期との現状を把握し改善をはかる。

②ダンピング対策の実施

最新の公契連モデルの採用を引き続き推進するため、最新モデルに見直さない自治体の理由を調査し、 地域発注者協議会にて推進に向けての議論を行う。

③工事成績評定基準の統一化・標準化および工事関係様式の統一化・標準化

・H30年度にすりあわせを完了させる。

4発注見通し公表

・参画自治体を全市町村まで拡大をはかる。

⑤市町村契約資料の適正化検討

・品確法運用指針における適切な発注・監督・検査等の円滑な実施に資するため、市町村で契約されている工事資料を入手・分析を行う予定(H30.4.25依頼済み)。

(特記仕様書が適切に記載されているか、条件明示がされているか等について確認)

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領(改正案)

(名称)

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、 発注者の責務を果たすため、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報 交換や情報共有などを行い、連携強化や支援及び発注者間相互の連絡調整を図り、もって 近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

(事務)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整等を行う。
 - 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
 - 二 発注者間相互の連携及び協力
 - 三 発注者への支援
 - 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成)

- 第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。
- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局農村振興部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村委員は各府県市長会会長、町村会会長をもってあてる。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会の会議は、会長または会長が指名する者が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会

議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村幹事は各府県市長会会長、町村会会長を担当する市町村技術管理主管部長 (課長)等をもってあてる。

(分科会)

第7条 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

(地域発注者協議会)

第8条 近畿ブロックの全ての市町村における公共工事の品質確保を促進するため、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各府県に地域発注者協議会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、近畿地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て 処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

- 附 則 この要領は、平成20年11月13日から施行する。
 - この要領は、平成27年3月24日から施行する。
 - この要領は、平成27年8月24日から施行する。
 - この要領は、平成28年 8月22日から施行する。
 - この要領は、平成29年8月9日から施行する。
 - この要領は、平成30年8月6日から施行する。

第4条関係(委員)

会 長 国土交通省 近畿地方整備局長

副 会 長 農林水産省 近畿農政局 農村振興部長

副 会 長 代表府県部長

委 員 警察庁 近畿管区警察局 総務監察部長

財務省 近畿財務局 管財部長

財務省 大阪国税局 総務部次長

農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部長

経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部長

国土交通省 近畿地方整備局 総務部長

国土交通省 近畿地方整備局 企画部長

国土交通省 近畿地方整備局 営繕部長

国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部長

国土交通省 近畿運輸局 総務部長

国土交通省 大阪航空局 空港部長

国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部長

国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部長

環境省 近畿地方環境事務所長

防衛省 近畿中部防衛局 調達部長

大阪高等裁判所 会計課長

福井県 土木部長

滋賀県 土木交通部長

滋賀県 農政水産部長

京都府 建設交通部長

京都府 農林水産部技監

大阪府 都市整備部長

大阪府 環境農林水産部長

兵庫県 県土整備部長

兵庫県 農政環境部長

奈良県 県土マネジメント部長

奈良県 農林部長

和歌山県 県土整備部長

和歌山県 農林水産部長

京都市 建設局長

大阪市 建設局長

堺市 建設局長

神戸市 建設局長

福井市長

池田町長

野洲市長

豊郷町長

木津川市長

井手町長

高石市長 千早赤阪村長

伊丹市長

佐用町長

桜井市長

上牧町長

有田市長

紀美野町長

(独)水資源機構 関西·吉野川支社 淀川本部長西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部長本州四国連絡高速道路(株) 経営計画部長阪神高速道路(株) 技術部長

新関西国際空港(株) 技術・安全部長

- (独)国立文化財機構 京都国立博物館 副館長
- (独)国立文化財機構 奈良国立博物館 副館長
- (独)国立美術館 京都国立近代美術館 館長
- (独)国立美術館 国立国際美術館 館長
- (独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究支援推進部長
- (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 大阪支社 総務部長
- (独)都市再生機構 西日本支社 副支社長
- (国研)日本原子力研究開発機構 敦賀<mark>廃止措置実証</mark>本部 事業管理部長 日本下水道事業団 近畿·中国総合事務所 事務所長

第6条関係(幹事)

幹 事 長 国土交通省 近畿地方整備局 企画部長

副幹事長 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課長

副幹事長 代表府県課(室)長

幹 事 警察庁 近畿管区警察局 総務監察部 会計課長

財務省 近畿財務局 管財総括第三課長

財務省 大阪国税局 営繕監理官

農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部 経理課長

経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部 会計課長

国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約管理官

国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術調整管理官

国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官

国土交通省 近畿地方整備局 企画部 総括技術検査官

国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 営繕品質管理官

国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 事業計画官

国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課長

国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術管理課長

国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課長

国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 品質確保室長

国土交通省 近畿運輸局 総務部 会計課長

国土交通省 大阪航空局 技術管理官

国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部 経理課長

国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部 経理課長

環境省 近畿地方環境事務所 自然環境整備課長

防衛省 近畿中部防衛局 調達部 調達計画課長

大阪高等裁判所 会計課長補佐

福井県 土木部 土木管理課長

滋賀県 土木交通部 土木交通部監理課技術管理室長

滋賀県 農政水産部 農政課長

京都府 建設交通部 建設交通部技監(指導検査課長)

京都府 農林水産部 農村振興課長

大阪府 都市整備部 事業管理室 技術管理課長

大阪府 環境農林水産部 検査指導課長

大阪府 総務部契約局 建設工事課長

兵庫県 県土整備部 県土企画局 技術企画課長

兵庫県 農政環境部 農政企画局 総務課長

奈良県 県土マネジメント部 技術管理課長

奈良県 農林部 農村振興課長

和歌山県 県土整備部 技術調査課長

和歌山県 県土整備部 公共建築課長

和歌山県 農林水産部 農業農村整備課長

京都市 建設局 監理検査課長

大阪市 建設局 工事監理担当課長

堺市 建設局 土木部 参事(区局連携·監理·調整担当)

神戸市 建設局 担当部長(技術管理担当)

福井市 財政部長

池田町 産業振興課長

野洲市 総務課長

豐鄉町 企画振興課長

木津川市 指導検査課長

井手町 理事(建設課長)

高石市 総務部次長兼契約検査課長

千早赤阪村 総務課長

伊丹市 契約·検査課長

佐用町 総務課長

桜井市 土木課長

上牧町 総務課長

有田市 総務課長

紀美野町 企画管財課長

(独)水資源機構 関西·吉野川支社 淀川本部施設管理課長

西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部 技術課長

本州四国連絡高速道路(株) 経営計画部 技術管理課長

阪神高速道路(株) 技術部 技術管理課長

新関西国際空港(株) 技術・安全部長

(独)国立文化財機構 京都国立博物館 副館長(総務課長兼務)

(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 総務課長

(独)国立美術館 京都国立近代美術館 総務課長

(独)国立美術館 国立国際美術館 総務課長

(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所

研究支援推進部 研究支援課長

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 大阪支社 総務部 契約課長

(独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 工務·品質管理課長

(国研)日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部事業管理部調達課長

日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長

「近畿ブロック発注者協議会」運営規則

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領について、下記のとおり運営規則を定める。

記

第3条関係

【活動内容】

協議会は公共工事の品質確保に向けた次の各号にあげる事項について討議を行う。

- ①総合評価の導入・拡大
- ②品質確保に関する取組みの情報共有・促進等
- ③地域貢献に関する評価の普及促進
- ④受注者間における適正な関係の構築

第4条、第7条関係

【副会長、副幹事長】

地方公共団体の代表で就任していただく協議会副会長及び副幹事長については、 以下の順番制とする。

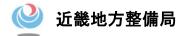
平成20年度 大阪府 平成21年度 京都府 平成22年度 滋賀県 平成23年度 福井県 平成24年度 奈良県 平成25年度 和歌山県 平成26年度 兵庫県 平成27年度 大阪府 平成28年度 京都府 平成29年度 滋賀県 平成30年度 福井県 平成31年度 奈良県 平成32年度 和歌山県 平成33年度 兵庫県

平成30年8月6日

平成30年度近畿ブロック発注協の取組み



品確法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)について



※1

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布)

品確法の改正 (H26.6.4施行)

〈目的〉 公共工事の品質確保の促進

- ■基本理念の追加:将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等
- ■発注者の責務(基本理念に配慮して発注関係事務を実施)を明確化
- **■事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正**

基本方針 (H26.9.30閣議決定)

- ○公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- ○国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

運用指針(H27.1.30関係省庁申合せ)

○発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ 効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正 (H26.9.20-部施行、H27.4.1全面施行)

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

- ■ダンピング対策の強化
- ■契約の適正な履行(=公共工事の適正な施工)を確保

適正化指針(H26.9.30閣議決定)

○ダンピング対策の強化、歩切りの根絶、適切な設計変更の実施等について明記 ○発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

建設業法の改正(H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業は公布から2年以内に施行)

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

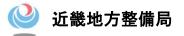
- ■建設工事の担い手の育成・確保
- ■適正な施工体制確保の徹底

建設業法施行令の一部改正(H26.9.19公布、H27.4.1施行) 〇技術検定の不正受検者に対する措置の強化等

建設業法施行規則の一部改正(H26.10.31公布、H27.4.1施行)

〇経営事項審査で若手技術者等の確保状況や機械保有の状況等を評価 等

平成30年度近畿ブロック発注協の取組み



1.【適切な設計変更】 <全国統一指標>

- ⇒ 変更手続の円滑な実施を目的として、<mark>ガイドライン</mark>(設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要となる書類の例等についてとりまとめた指針)の策定に努め、これを活用する。
- ⇒ 施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、<u>適切に設計図書の変更</u>及びこれに伴って<u>必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。</u>

2.【施工時期等の平準化】 <全国統一指標>

⇒ 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた<u>適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化に努める。</u>

3.【適切な予定価格の設定】 <全国統一指標>

- ⇒ 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。
- ⇒ 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、<u>最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映</u>する。

4. 【ダンピング対策】

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。

5. 【入札契約方式の選択】

⇒各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、 適用する。

各機関における入札契約方式について、実情に応じ、総合評価方落札方式の適応を検討する。

適切な設計変更(ガイドラインの策定・活用状況)



運用指針本文:

<u>変更手続の円滑な実施</u>を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要となる書類の例等についてとりまとめた<u>指針の策定に努め、これを活用</u>する。

【指標(案)】 改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況

【定義】関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について 条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

【指標分類(案)】

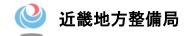
- a:ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施。
- b: 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施。
- c: 設計変更を実施していない。
- ✓ 入契法調査を活用



【近畿目標】 ・府県・政令市のガイドラインの活用状況について確認。

すべての市町村で「ガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用」が図れるように推進を図る。

適切な設計変更(ガイドラインの策定・活用状況)



【現状】

府 県

全府県でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。

政令指定都市

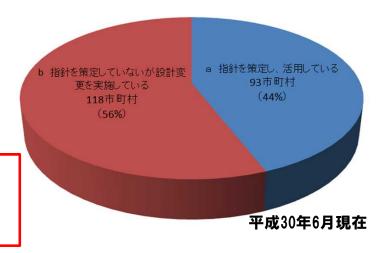
全政令指定都市でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。

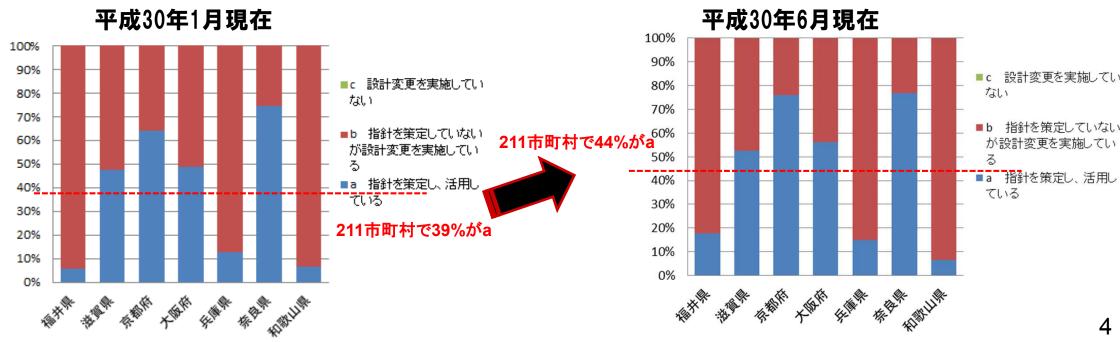
市町村

- 全ての市町村で設計変更を実施していると回答(入契法調査)
- ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 82市町村(39%)H30.1 ⇒ 93市町村(44%)H30.6
- 策定していないが設計変更を実施 129市町村(61%) H30.1 ⇒ 118市町村(56%) H30.6

市町村におけるガイドラインの策定状況は半年で39%から44%に増加

「設計変更ガイドラインの策定」について、引き続き推進を図る。





適切な設計変更(設計変更の実施率)



運用指針本文:

▶ 施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

【指標(案)】 設計変更の実施率

【定義】 当該年度に完了した工事(契約金額500万円以上の工事)のうち、設計変更を行った工事 (精算変更含む)の比率。

【指標分類(案)】

a:75%以上。 b:50%以上~75%未満。 c:25%以上~50%未満。 d:0~25%未満。

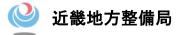
e: 設計変更を行っていない。

- ∕ 全ての工事において設計変更を行う必要が必ずしもあるわけではないが、<u>工事、金額ともに一定規模以上の工事では、現場等の条件</u> <u>が発注時から全く変わらないことは想定しづらい</u>。
- ✓ このことから一定規模以上(500万円以上)の工事を対象に「設計変更の実施率」を指標としたい。
- ✓ なお、当該指標は設計変更の実施状況を把握するものであり、指標値100%とならなくてもよい可能性がある。
- ✓ コリンズデータを活用して、数値算出(日本建設情報総合センター(以下、JACICという)から提供)。



【近畿目標】 府県・政令市ではガイドラインが策定されているため、これに基づく適正な設計 変更の実施について確認。当面、設計変更実施率50%未満の市町村の 改善を図るとともに、引き続き「適切な設計変更」について推進する。

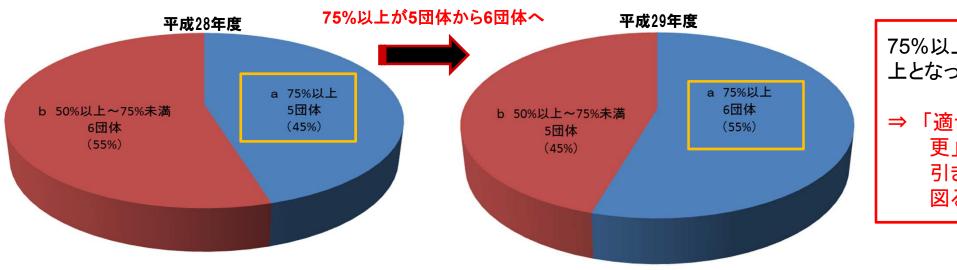
適切な設計変更(設計変更の実施率)



【現状】

府県•政令指定都市

● 全ての府県・政令指定都市で設計変更を実施しているが、<u>設計変更実施率75%以上</u> の府県・政令指定都市は6団体。(福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、神戸市)

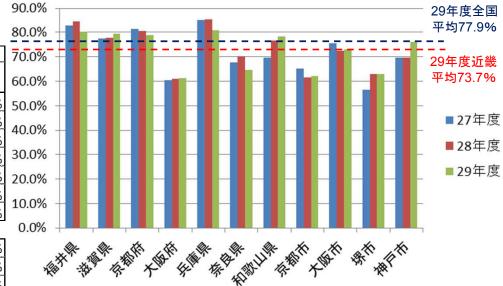


75%以上が半数以上となった。

⇒「適切な設計変 更」について、 引き続き推進を 図る。

工事の設計変更実施率

		7	平成27年度	Ę	3	F成28年度	Ę	平成29年度		
		完了	設計	変更率	完了	設計	変更率	完了	設計	変更率
		工事数	変更数	(B/A)	工事数	変更数	(B/A)	工事数	変更数	(B/A)
18	福井県	1,356	1,121	82.7%	1,341	1,131	84.3%	1,426	1,145	80.3%
25	滋賀県	816	632	77.5%	793	617	77.8%	807	640	79.3%
26	京都府	1,526	1,243	81.5%	1,305	1,051	80.5%	1,205	949	78.8%
27	大阪府	1,390	839	60.4%	1,405	855	60.9%	1,389	849	61.1%
28	兵庫県	1,794	1,527	85.1%	1,762	1,504	85.4%	1,804	1,459	80.9%
29	奈良県	959	648	67.6%	913	640	70.1%	923	596	64.6%
30	和歌山県	1,536	1,069	69.6%	1,375	1,053	76.6%	1,493	1,170	78.4%
07	京都市	1,087	707	65.0%	925	569	61.5%	936	581	62.1%
80	大阪市	1,610	1,217	75.6%	1,556	1,126	72.4%	1,565	1,142	73.0%
15	堺市	458	259	56.6%	429	270	62.9%	449	283	63.0%
09	神戸市	889	618	69.5%	886	616	69.5%	914	695	76.0%
			•					•		
ì	丘畿平均	13,421	9,880	73.6%	12,690	9,432	74.3%	12,911	9,509	73.7%



- -コリンズ登録データからJACICが作成 (2018/05/14時点データ)
- ・完了工事数…当該年度に完了した工事の件数
- ・設計変更数…工期と請負金額のどちらかまたは両方が、受注登録時の情報から変更された工事の件数

適切な設計変更(設計変更の実施率)



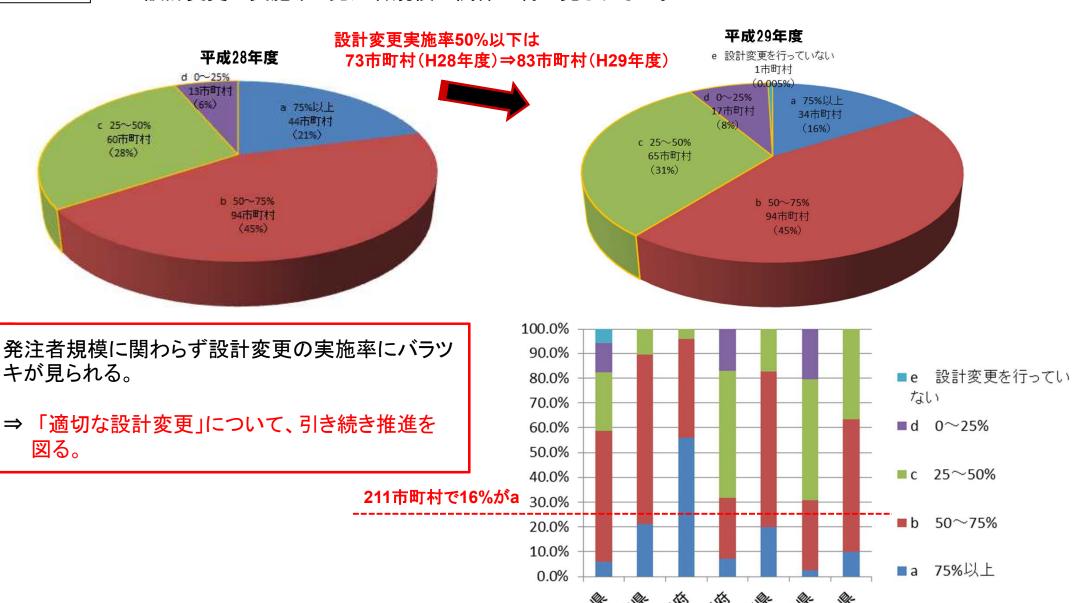
【現状】

市町村

<u>約4割</u>の市町村(83市町村)は、<u>設計変更の実施率50%以下</u>。

● 設計変更の実施率にばらつきが見られる。

● 設計変更の実施率と発注者規模の関係は特に見られない。



【参考資料】適切な設計変更(土木と土木以外での実施率)



近畿地方整備局

- ■対象工事 : 500万円以上の工事
- ■土木工事(公共事業分野)
 - ①河川 ②道路 ③砂防・地滑り ④港湾
- ■土木工事以外(公共事業分野)
 - ①上水・工業用水 ②下水道 ③農業農村整備 ④鉄道・軌道 ⑤発電 ⑥空港 ⑦海岸 ⑧海洋 ⑨その他ライフライン ⑩造園(余暇施設含む) ⑪産業廃棄物 ⑰建築 ③機械 仰電気 ⑤涌信 ⑯その他
- ■土木工事(工種区分)
 - ①一般土木工事 ②アスファルト舗装工事 ③鋼橋上部工事 ④造園工事 ⑤セメント・コンクリート舗装工事 ⑥プレストレスト・コンクリート工事 ⑦法面処理工事 ⑧塗装工事 ⑨維持修繕工事 ⑩浚渫工事 ⑪グラウト工事 ⑫杭打工事 ⑬さく井工事 ⑭港湾土木工事 ⑮農林土木工事
- ■土木工事以外(工種区分)
 - ①建築工事 ②木造建築工事 ③電気設備工事 ④暖冷房衛生設備工事 ⑤プレハブ建築工事 ⑥機械設備工事 ⑦通信設備工事 ⑧受変電設備工事 ⑨農林建築工事

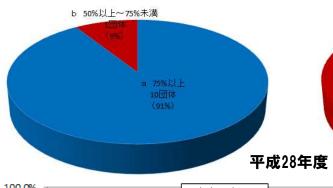
府県・政令指定都市

工事の設計変更実施率

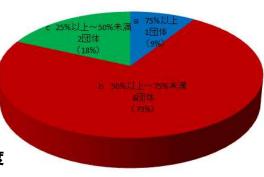
		平成28年度								
			土木工事		土木工事以外					
		完了	設計	変更率	完了	設計	変更率			
		工事数(A)	変更数(B)	(B/A)	工事数(A)	変更数(B)	(B/A)			
18	福井県	820	740	90.2%	553	393	71.1%			
25	滋賀県	482	434	90.0%	326	185	56.7%			
26	京都府	838	740	88.3%	494	307	62.1%			
27	大阪府	473	410	86.7%	953	444	46.6%			
28	兵庫県	1,169	1,034	88.5%	662	475	71.8%			
29	奈良県	610	469	76.9%	330	162	49.1%			
30	和歌山県	1,056	780	73.9%	338	266	78.7%			
12	京都市	246	198	80.5%	681	360	52.9%			
13	大阪市	142	134	94.4%	1,404	985	70.2%			
14	堺市	137	113	82.5%	295	157	53.2%			
15	神戸市	161	151	93.8%	730	463	63.4%			
	近畿平均	6,134	5,203	84.8%	6,766	4,197	62.0%			

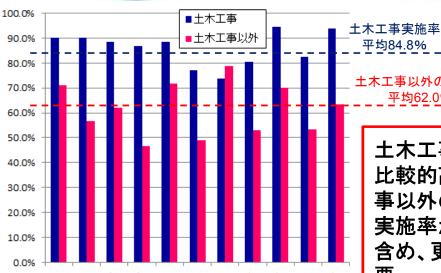
- コリンズ登録データからJACICが作成 (2017/05/18時点データ)
- ・完了工事数…当該年度に完了した工事の件数
- ・設計変更数…工期と請負金額のどちらかまたは両方が、受注登 録時の情報から変更された工事の件数

土木工事



土木工事以外

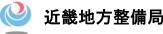




土木工事以外の実施率 平均62.0%

> 土木工事の実施率は 比較的高いが、土木工 事以外の設計変更の 実施率が低い理由も 含め、更なる分析が必 要。

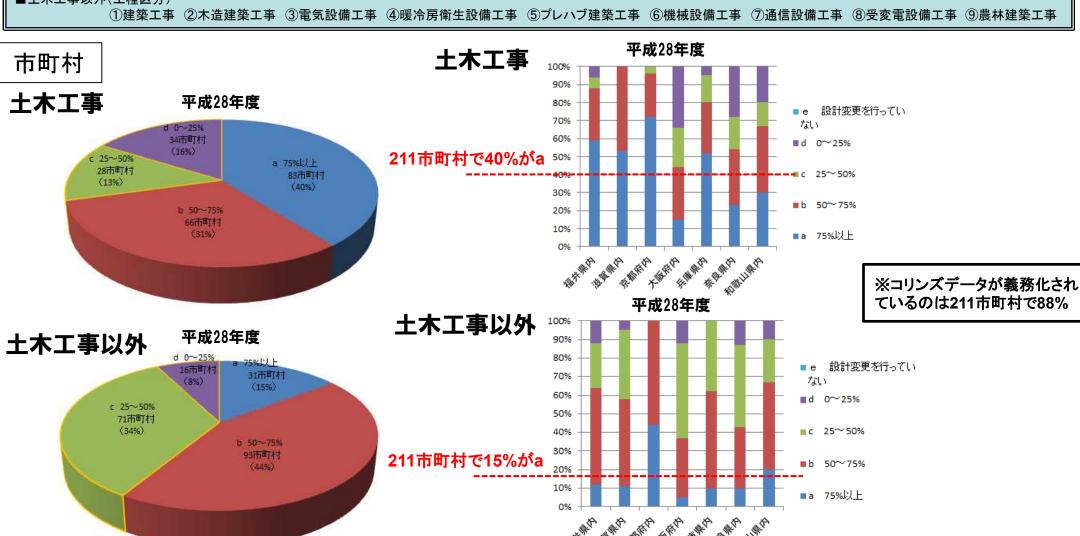
【参考資料】適切な設計変更(土木と土木以外での実施率)



- ■対象工事 : 500万円以上の工事
- ■土木工事(公共事業分野)
 - ①河川 ②道路 ③砂防・地滑り ④港湾

- JACIC提供コリンズ登録データ (2017/05/18時点データ)より作成

- ■土木工事以外(公共事業分野)
 - ①上水·工業用水 ②下水道 ③農業農村整備 ④鉄道·軌道 ⑤発電 ⑥空港 ⑦海岸 ⑧海洋 ⑨その他ライフライン ⑩造園(余暇施設含む) ⑪産業廃棄物 ⑫建築 ⑬機械 ⑭雷気 ⑮通信 ⑯その他
- ■土木工事(工種区分)
 - ①一般土木工事 ②アスファルト舗装工事 ③鋼橋上部工事 ④造園工事 ⑤セメント・コンクリート舗装工事 ⑥プレストレスト・コンクリート工事 ⑦法面処理工事 ⑧塗装工事 ⑨維持修繕工事 ⑩浚渫工事 ⑪グラウト工事 ⑫杭打工事 ⑬さく井工事 ⑭港湾土木工事 ⑮農林土木工事
- ■土木工事以外(工種区分)



施工時期等の平準化



運用指針本文:

▶ 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を 避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕 期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確 保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化に努める。

【指標(案)】 平準化率

【定義】

- ▶ 平準化率:年度の平均稼働件数・金額と4~6月期の平均稼働件数・金額との比率。
- ▶ 対象:契約金額500万円以上の工事。
- ▶ 稼働件数:当該月に工期が含まれるもの。
- ▶ 稼働金額:最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足したもの。

【指標分類(案)】

a:0.9以上

b:0.9未満~0.8以上

c:0.8未満~0.7以上

d:0.7未満~0.6以上

e:0.6未満。

- ✓ 建設総合統計において、全国の傾向として閑散期となる4~6月期と年度の平均を比較する指標とした
- ✓ 各発注者の実施状況を統一的な指標で把握していくことが、各発注者においても有用
- ✓ 発注者の負担や作業の煩雑性に考慮し、コリンズデータを活用して、数値算出(JACICから提供)

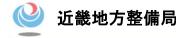


【近畿目標】 各自治体以下の取組みを積極的に導入し、前年度を超える目標値を定め平準化を推進する。

- ①債務負担行為の活用、②柔軟な工期設定、③速やかな繰越手続、④積算の前倒し、
- ⑤早期発注のための目標設定

施工時期等の平準化(新聞記事)

となる。



る。市町村に直接的な働き掛ける。市町村に直接的な働き掛けれている市町村の対応が比較して、取り組みに遅れが比較して、取り組みに遅れが比較して、取り組みに遅れが なるのが、公共事業の大半をることになりそうだ。焦点と 白める地方自治体における取 |備局や都道府県、 成する全自治体参加型の組織 市町村などで構成する「ブロ の「分科会(県部会)」で構 ック協議会」と、すべての市 管内の代表 (議長・安倍晋三首相)に提所が15日の経済財政諮問会議 としての役割を担う。 す、文字どおり「推進母体」 における平準化の推進は、 ターゲットとなる公共工事

り込まれている事項。まざにの基本方針」(原案)にも盛 でいる状況にある。 国策としての推進が求められ 示した「経済財政運営と改革

共工事品質確保促進法(品確

「運用指針」に沿った適

既にそれぞれの発注者が公

働き方改革の実現に直結す 手確保や、焦点となっている 喫緊の課題となっている担いを解消する平準化の推進は、 年間を通じた工事量の偏り

推進母体となる「地域発注の活動に注目が集まる。 ロックの「地域発注者協議会」

べての自治体が参画する各ブ

ための環境整備として、

重点

切な発注関係事務に

取り組む

けを行う推進母体として、

質の確保や発注者間の連携の

期等の平準化)に関する全国

ことになる。 の高度化にも効果を発揮する 設現場の生産性の向上や施工 りに全国で実施される「地域 的な配置が可能になれば、 7日の北陸ブロックを皮切

1、役立つ。人材や資機材の効率とにの効率的かつ効果的な活用に 2盤。できれば、限りある技術人材 一 となる。 各地方整備局だけでなく、本マに開催する。事務局である に直接的に取り組みの推進を 加して、市町村などの自治体 省から大臣官房技術調査課と 推進ツールとなる地域単位

全国統一「指標」は、最新の積算基準の適用 状況などをみる「適正な予定価格の設定」、設 計変更ガイドラインの策定・活用の状況や設計 変更の実施率をみる「適切な設計変更」、閑散 期となることが多い4―6月の平均稼働件数 (金額) と年度の平均稼働件数 (金額) の比率 によって平準化率を導き出す「施工時期等の平 準化」の3項目。

地域発注者協ス

準化」の3項目。
平準化率は、4-6月の平均稼働件数・金額
左年度の平均稼働件数・金額で除すことによっ
て算出する。0.9以上を「a」、0.8-0.9を
「b」、0.7-0.8を「c」、0.6-0.7を「d」、
0.6以下を「e」の5段階で区分。2016年度の
実績で言えば、直轄工事の件数ペースでの平準
化率は0.8、都道府県の平均が0.7、政合市が0.6、
市町村は0.5になっているという。
具体的な数値目標は、各プロックあるいは各
都道府県でとの決定・判断に突ねるが、1つの
即安として、直轄工事に相当する「0.8」を目標

目安として、直轄工事に相当する「0.8」を目標 に自治体の取り組みを促していく方針を示す。

平成30年6月7日 建設通信新聞

で以上に自治体における取り率)の設定によって、これま 的な目標値の設定と、全国的組みを推進。目指すべき具体 を活用した数値目標 な取り組み機運の醸成でい 刀に促していく方針だ。 (平準化

クで開く協議会で、本省から平準化に関する情報 が公表する工事発注見通しを地域ブロック単位で を活用した平準化の目標値の設定や、国や自治体 参画する地域発注者協議会を通じ、全国統一指標治体の取り組みを後押しする。 すべての自治体が 7日の北陸ブロックを皮切りに8月まで9ブロッ が合公表する仕組みへの参加などを呼び掛ける。 国土交通省は施工時期の平準化に向けた地方自 **奥多省地域発注者協** | き掛けるため、18年度上半| |のが遅れている市町村に働| |保||の取り組 平準化の指標(平準化率) 情報提供とともに取り組み 者が出席。平準化に関する 建設産業局建設業課の担当の官房技術調査課、土地・ 期のブロック協議会に本省 で構成する。国交省は都道画する都道府県単位の部会 ク協議会と、全市町村が参 全国統一の |府県は0・7、欧||率は国交省が0 、市町村は0・5となるで省が0・8、都道 で目 一った。同省は発注者ごとに 標設定

4月12日に開かれた政府 の経済財政諮問会議で議長 の経済財政諮問会議で議長

提供を初めて実施する。

係大臣には、

執行の平準化

に向けての取り組みを強化

率も改善するとした上で、 れば人材確保が進み、稼働事業の執行時期が平準化す 指示。民間議員からも公共 するようお願いしたい」と

口区町村は平準化の浸透が

遅れていると指摘された。

16年度の平準化

平成30年6月7日 日刊建設工業新聞

全地方整備局、北海道開発の統合公表では、国交省の地域単位での発注見通し 局、内閣府沖縄総合事務局

村の参加を積極的に呼び掛 交省は協議会を通じて市町 政令市が参加している。 を構築。すべての都道府県、

町村に配布し、各地の先進でいる。協議会を通じて市

取り組みをさらに促す。

的な事例を参考に平準

ツを設け、統合公表の体制がホームページにコンテン 回の最新事例を追加・更新。 の最新事例を追加・更新。 の最新事例を追加・更新。 事例を5分野に分けて紹介 例集の増補版(第3版) 時期の平準化に関する先進 取り組み

施工時期等の平準化



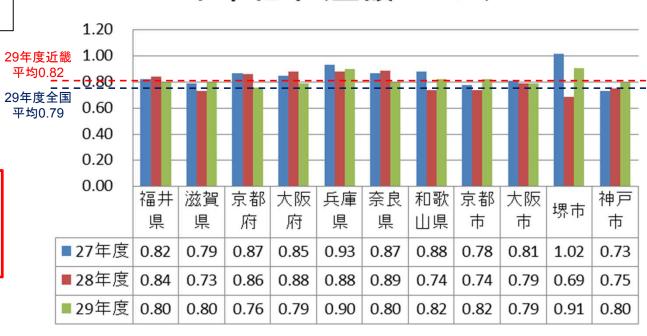
【現状】

府県・政令指定都市(発注金額ベース)

0.9未満~0.8以上が大半を占める

⇒ 各自治体の特性を踏まえ、より一層の 平準化の推進が必要

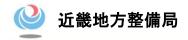
平準化率(金額ベース)



- JACIC提供コリンズ登録データ (2018/05/14時点データ)より作成



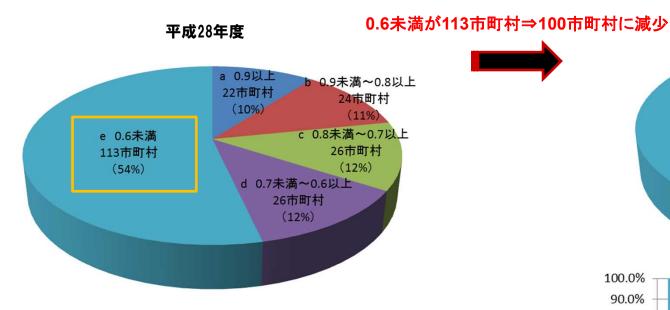
施工時期等の平準化



【現状】

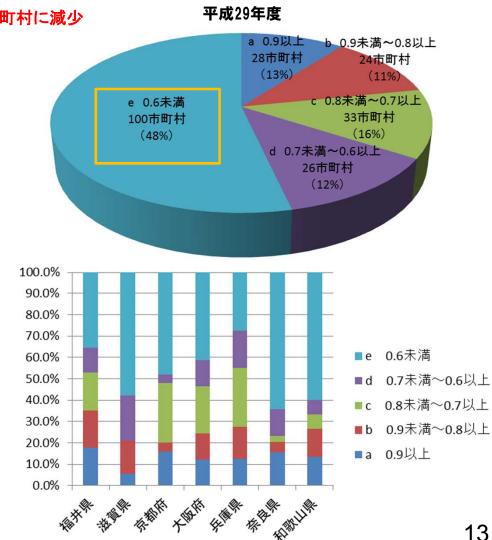
市町村(発注金額ベース)

- 市町村の約5割は平準化率(発注金額ベース)が0.6未満(e)。
- 平準化率と発注者規模の関係は特に見られない。

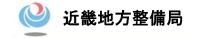


0.6未満が約半数を占めている。

各自治体の特性を踏まえ、より一層の 平準化の推進が必要



発注や施工時期等の平準化(地方自治体における取組(さ・し・す・せ・そ))



地方公共団体における平準化の取組事例について ~平準化の先進事例「さしすせそ」~【第3版】 平成30年5月 土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室

www.mlit.go.jp/common/001236732.pdf

① (さ)債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的と して、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

②(し)柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で 円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手 方式等を積極的に活用

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

③(す)速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手 難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結 果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

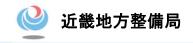
④(せ)積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤(そ)早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4~6月)における 工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

【参考】地方自治法(抄)



(昭和2年法律第6号) (抄)

作を議決しなければならない。第九十六条(普通地方公共団体の第二節)権限 地方自治法(昭和 22年法律第 67号 普通地方公共団体の議会は、 次に掲げる事

条例で定める契約を締結すること。 その種類及び金額について政令で定める基準に従い~四 (略)

(略)

地方自治法施行令 (昭和2年政令第16号) (沙

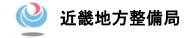
第三章

第百二十一 ては、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額をは、別表第三上欄に定めるものとし、その金額についに規定する政令で定める基準は、契約の種類について百二十一条の二(地方自治法第九十六条第一項第五号 2 (略)下らないこととする。

別表第三(第百二十一条の二関係)

			工事又は製造の請負
町村五	市(指定都	指定都市	都円 道府 県
五0,000	五〇、〇〇〇	11100,000	五00,000

施工時期等の平準化



【現状】

取組実施率

100%

55%

府県•政令指定都市

- ①債務負担行為の活用は100%実施。
- ⑤早期執行の目標設定も64%と実施率が高い。
- ②柔軟な工期設定は45%(平成30年1月調べ)⇒55%(平成30年6月調べ)に上昇。
- ④積算の前倒し45%(平成30年1月調べ)⇒55%(平成30年6月調べ)に上昇。

施工時期等の平準化【府県・政令市】

平成30年6月調べ

	「地方公共団体における平準化の取組事例について」より抜粋										
		②柔軟な工 期の設定(余 裕期間制度の活		④積算の前 倒し	⑤早期執行のための目標設定						
		用)				H29年度設定目標	H29年度達成状況				
福井県	0		0	0		_	-				
滋賀県	0			0	0	早期発注・平準化を意識した発注見通し作成	発注時期の平準化が図れた				
京都府	0	0	0		0	上半期発注80%	上半期発注72%				
大阪府	0			0	0	上半期契約率74%	上半期契約率63%				
兵庫県	0	0		0	0	上半期発注70%	上半期発注75%で目標達成				
奈良県	0	0			0	現年80%、繰越100%	現年56%、繰越94%				
和歌山県	0	0	0		0	上半期発注率76%	66.1%				
京都市	0	0	0	0	0	上半期発注75%	64%で未達成であった				
大阪市	0					-	-				
堺市	0					-	-				
神戸市	0	0	0	0		-	-				
스 計	11	6	5	6	7						

64%

施工時期等の平準化【211市町村】 平成30年6月調べ

	「地方公共	団体における	平準化の取組	事例について	こ」より抜粋
	①債務負担		③速やかな		⑤早期執行
	行為の活用	期の設定(余 裕期間制度の活 用)	繰越手続	倒し	のための目 標設定
福井県内	6	2	10	4	7
滋賀県内	2	0	2	10	16
京都府内	7	1	13	16	8
大阪府内	11	3	2	10	8
兵庫県内	24	6	12	9	24
奈良県内	5	6	14	8	13
和歌山県内	5	7	9	11	25
合 計	60	25	62	68	101
取組実施率	28%	12%	29%	32%	48%

施工時期等の平準化

【現状】

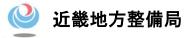
市町村

市町村では①~⑤ともに実施率がやや低い。

平準化率(項目実施率)【211市町村】 平成30年6月調べ 90% 80% 70% 60% 50% 40% 30% 20% 10% 0% 福井県内 滋賀県内 京都府内 大阪府内 兵庫県内 奈良県内 和歌山県内 ■①債務負担行為の活用 35% 11% 27% 13% 28% 17% 60% ■②柔軟な工期の設定 12% 0% 4% 7% 15% 15% 23% ■③速やかな繰越手続 59% 5% 30% 11% 52% 30% 36% ■④積算の前倒し 24% 53% 23% 21% 37% 64% 24% ■⑤早期執行のための目標設定 41% 84% 32% 20% 60% 33% 83%

⇒ ①から⑤の取組項目を1つでも多く増やすことを各府県地域発注者協議会で推進

適正な予定価格の設定(積算基準)



運用指針本文:

- ▶ 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための<u>適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保</u>することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。
- ▶ 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。

【指標(案)】 最新の積算基準の運用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)

【定義】

- 最新の積算基準:1年(営繕の場合は2年)以内に更新されている積算基準。
- 基準対象外(小規模土工など)の際の対応状況:見積り等により積算する要領を整備し運用しているか。

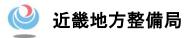
【指標分類(案)】

- a: 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領(※)を整備し、活用。
- b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領(※)は整備していない。
- c:その他。
 - ※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む。
- ✓ 積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している 歩掛かりについては見積もり等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。



【近畿目標】 全ての市町村において『最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領が未整備(b)』 が約1割あり、引き続き要領の整備について推進を図る。

適正な予定価格の設定(積算基準)



【現状】

府 県 全府県で最新の積算基準を適用。基準範囲外の場合の要領も整備している。

政令指定都市

全政令指定都市で、最新の積算基準を適用。基準範囲外の場合の要領も整備している。

市町村

- 積算基準適用範囲外の場合の要領(見積り等により積算する要領)を整備している。

196市町村(93%)H30.1 ⇒ 199市町村(94%)H30.6

府県によりバラツキが見られる。

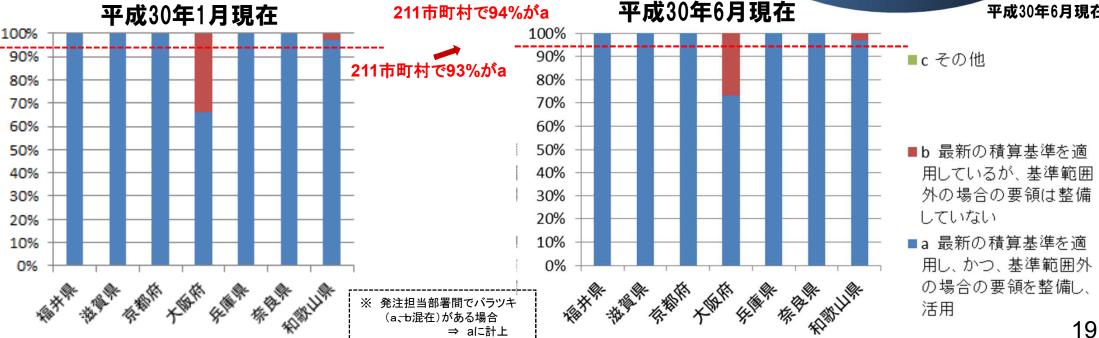
市町村における基準範囲外の場合の要領(見積り等により積算する 要領)」が整備されているのは半年で93%から94% 少しずつ増加。

引き続き「要領」の作成に向け推進を図る。

a 最新の積算基準を適用し、かつ 基準範囲外の場合の要領を整備 199市町村 (94%) 平成30年6月現在 ■c その他 ■b 最新の積算基準を適 用しているが、基準範囲 外の場合の要領は整備 していない

b 最新の積算基準を適用している

が、基準範囲外の場合の要領



適正な予定価格の設定(単価の更新頻度)



運用指針本文:

▶ 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格 を適切に反映する。

【指標(案)】 単価の更新頻度

【定義】 使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。

※ 対象は、物価資料等に掲載のあるものとする。

【指標分類(案)】

a: 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)。

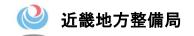
b:3ヶ月以内。 c:6ヶ月以内。 d:12ヶ月以内。 e:それ以上。

✓ 資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる。



【近畿目標】 6ヵ月以上単価を見直していない市町村もあり、市町村の現状を踏まえ最新単価を採用できるよう推進を 図る。

適正な予定価格の設定(単価の更新頻度)



【現状】

府 県

● 全府県で最新単価を使用している。

政令指定都市

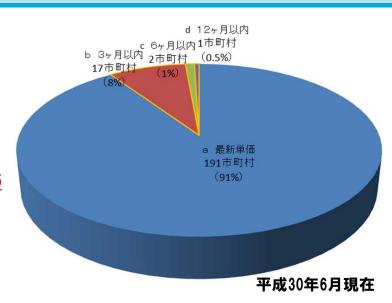
▶ 全政令指定都市で最新単価を使用している。

市町村

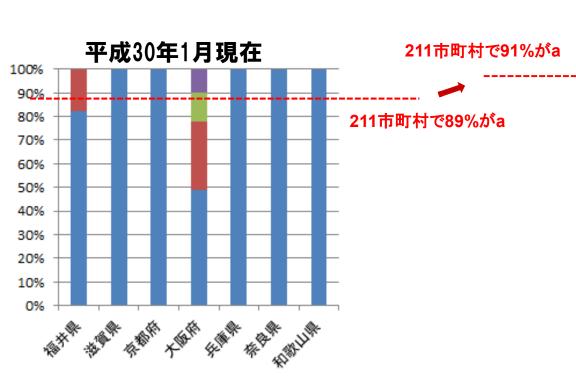
■ 最新単価を使用している 187市町村(89%)H30.1 ⇒ 191市町村(91%)H30.6

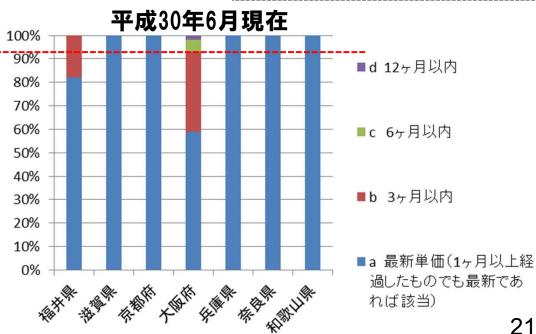
各府県間で単価の更新頻度状況に乖離が見られる。

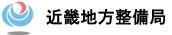
⇒ 最新単価の活用を推進



※ 土木以外(建築・下水等)では、a以外の回答もあり、 発注担当部署間のバラツキ(a、b混在)ある場合⇒ a:最新単価 に計上







運用指針本文:

- ▶ ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- ✓ 低入札価格調査制度の調査基準価格は中央公契連最新モデル(H28→H29一部改定)、最低制限価格においては中央公契連最新モデル(H28→H29一部改定)を参考に適切に見直す。

【指標分類(案)】

(基準価格算定モデル(公契連モデル式の時点))

a:最新モデル(H29またはH28)同等。b:旧モデル(H25以前)同等。c:その他(非公表・独自モデル等)

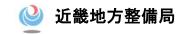
(見直し予定)

a: H30.4までに見直し予定。b: 見直し時期未定。c: 見直し予定なし、または非公表



【近畿目標】 中央公契連モデルの見直しを踏まえ、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、その算定 方式の改訂等により適切に見直す。

ダンピング受注の防止(低入札調査基準の見直し)



低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施 履行可能性が認められない場合には、失格

低入札価格調査基準の見直しについて

〇H29年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の直接工事費の算入率を0.95から0.97へ引き上げ。

H21.4~H23.3

【範囲】

予定価格の

7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ·直接工事費×0.95
- ·共通仮設費×0.90
- ·現場管理費×0.70
- •一般管理費等×0.30
- 上記の合計額×1.05

H23.4~

【範囲】

予定価格の

7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ·直接工事費×0.95
- •共通仮設費×0.90
- •現場管理費×0.80
- •一般管理費等×0.30
- 上記の合計額×1.05

H25.5.16~

【節囲】

予定価格の

7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ·直接工事費×0.95
- ·共通仮設費×0.90
- ·現場管理費×0.80
- •一般管理費等×0.55
- 上記の合計額×1.08

H28.4.1~

【範囲】

予定価格の

7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ·直接工事費×0.95
- •共通仮設費×0.90
- ·現場管理費×0.90
- •一般管理費等×0.55
- 上記の合計額×1.08

今回(H29.4.1~)

【節囲】

予定価格の

7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ·直接工事費×0.97
- ·共通仮設費×0.90
- ·現場管理費×0.90
- •一般管理費等×0.55
- 上記の合計額×1.08

・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

沙 近畿地方整備局

ダンピング受注の防止(低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入)

【現状】

府県·政令指定都市

● 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用している。

市町村

● いずれの制度も導入していない団体3団体(平成28年3月末時点)

⇒ O団体に減少(平成29年5月時点)

● 大阪府三島郡島本町:最低制限価格のみ導入(H30.1調べ)⇒低入札価格調査制度及び最低制限 価格制度を併用(H30.6調べ)

近畿ブロック発注者協議会調べ(H30.6)

府県・政令指定都市を除く

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿ブロック管内
低入札価格調査制度のみ導入	0	0	0	0	0	1	0	1
低入札価格調査制度及び 最低制限価格制度を併用	6	2	5	15	13	6	10	57
最低制限価格制度のみ導入	11	17	20	26	27	32	20	153
いずれの制度も導入していない	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村数	17	19	25	41	40	39	30	211

ダンピング受注の防止(基準価格を公契連最新モデル[H29またはH28]に更新活用)

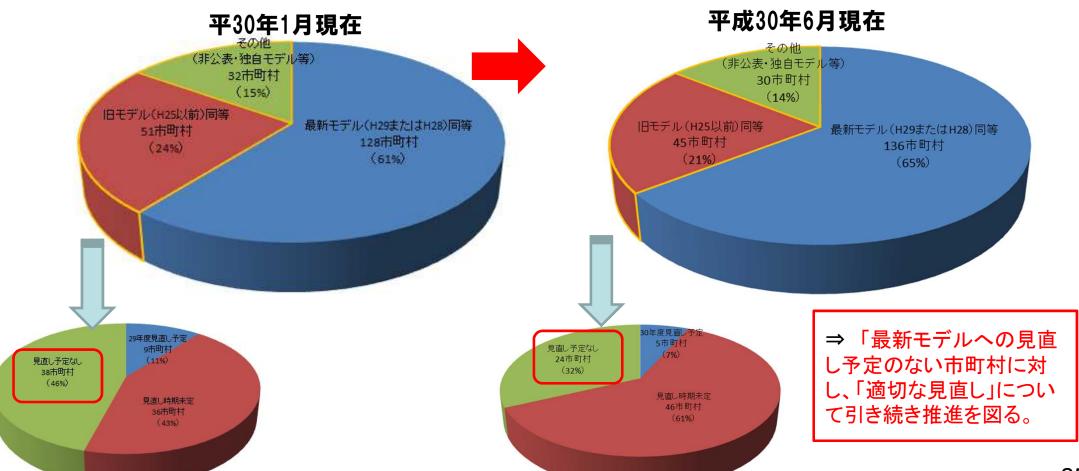
【現在】

府 県・政令指定都市

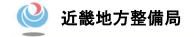
● すべての府県・政令市で最新モデル(H29)を使用している。

市町村

- 最新モデル(H29またはH28)を使用している 128市町村(61%)H30.1 ⇒ 136市町村(65%)H30.6
- 旧モデル(H25以前)同等、またはその他(非公表・独自モデル等)のうち、 見直しを予定していない市町村 38市町村(46%)H30.1 ⇒ 24市町村(32%)H30.6



入札契約方式の選択(総合評価落札方式の推進)



運用指針本文:

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めるよう努める。(※)

公共工事の品質確保を図るためには、<u>価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重</u>要である。

(※)各自治体で作成のガイドラインに規定された総合評価落札方式の対象となる工事



【近畿目標】

- 〇府県政令市においては、各団体で策定しているガイドラインに基づく発注方式を選択することを推進する。
 - 一定規模以上の発注金額等(各府県市町村のガイドラインにおいて総合評価落札方式で発注することを 規定されている金額等の条件)の場合、総合評価落札方式を原則として、工事件数、実施率を拡大する。
- ○市町村においては、工事難易度・金額等から価格以外の性能を求める余地が少ないことから、「市町村向け 簡易型等の導入など、各自治体の状況を踏まえ多様な入札契約方式について検討。

入札契約方式の選択(市町村向け簡易型の概要)



市区町村向け簡易型(特別簡易型)の導入背景・内容

○市区町村によっては、技術系職員の不足等により公共事業発注の ための体制が十分に整備されていない。



〇総合評価方式の拡大を図るには、過重な事務負担を軽減しつつ、 入札参加者の施工能力をより簡易に評価できる方式を導入する 必要。



〇このため、市区町村が発注することの多い技術的な工夫の余地が 小さい一般的で小規模な工事に活用される総合評価方式のタイプ として「市区町村向け簡易型(特別簡易型)」を新たに位置づけ る。



市区町村向け簡易型 (特別簡易型)



簡易な施工計画を評価項目とせず、工事成績や施工実績等定量化された事項 と入札価格により総合評価を実施

〇併せて、ダンピング受注の排除のために、低入札価格調査制度を 活用し、具体的な「失格基準」の設定を行い、当該基準を満たさ ない入札を自動的に失格とするなど、その適切な運用を図る。

市区町村向け簡易型(特別簡易型)の評価項目及び評価基準の設定例

企業 同種工事の 施工実績 過去5年間の同種工事の 施工実績 a. 県又は市町村発注工事で実績あり 施工実績 b. その他の公共発注機関の実績有り。こその他の施工実績 工事成績 過去5年間の工事成績評点の平均点 a. 75点以上 b. 65点以上 75点未満。こ. 65点未満。こ. 65点未満。こ. 65点未満。こ. 65点未満。こ. 65点未満。こ. 65点未満。こ. 65点未満。こ. 65点未満。こ. 65点未満。こ. 9又は市町村発注工事で実績有り。その他の公共発注機関の実績有り。こその他の公共発注機関の実績有り。こその他の公共発注機関の実績有り。こその他の公共定	5 2 0 5 2
企業 同種工事の 施工実績 過去5年間の同種工事の 施工実績 b. その他の公共発注機関 の実績有り	2 0 5 2
の 施工実績 施工実績 b. その他の公共発注機関の実績有り。 正本成績 過去5年間の工事成績評点の平均点 a. 75点以上 お 65点以上 75点未満に、65点まがに、65点まがに、	0 5 2
能力 工事成績 過去5年間の工事成績 a. 75点以上 b. 65点以上 75点未満 c. 65点未満 c. 65点未満 a. 県又は市町村発注工事 で実績有り b. その他の公共発注機関 の実績有り b. その他の公共発注機関 の実績有り c. その他の公共発注機関 の実績有り c. その他の公共発注機関 の実績有り c. その他の答丁実績	5 2
力 工事成績 過去5年間の工事が高。 b. 65点以上 75点未満。 配置 同種工事の 過去5年間の主任技術者の施工経験の有無。 a. 県又は市町村発注工事で実績有り。 の予施工実績 施工経験の有無。の実績有り。 の子の他の施工実績。	2
力 工争放績 in. 65点以上 75点未満 c. 65点未満 c. 65点未満 a. 県又は市町村発注工事 で実績有り b. その他の公共発注機関 の実績有り b. その他の公共発注機関 の実績有り c. その他の公共発注機関 の実績有り c. その他の施工実績 c. その他の施工実績	
配 面種工事の 過去5年間の主任技術者のの主任技術者の施工実績有り 施工経験の有無 b. その他の公共発注機関の実績有り 企. 65点未満 a. 県又は市町村発注工事で実績有り b. その他の公共発注機関の実績有り の実績有り 企. 65点未満 a. 県又は市町村発注工事で実績有り b. その他の公共発注機関の実績有り の実績有り c. その他の施工実績 c. その他の施工実績	
で実績有り で実績有り で実績有り で実績有り で実績有り の 予 施工実績 施工経験の有無 の 実績有り の ままます の まままます の ままままます の ままままます の まままままままままま	0
の予 施工実績 施工経験の有無 b. その他の公共発注機関 の実績有り 能定 の子の他の施工実績	3
	1
	0
力技	1
^名	0
他 骨类如舌の形を地 にもはる未成の形を地の	2.5
域 有無 b. ((は大学) と 1837 を 1837	0
献 防災協定等に 過去5年間の防災協定等に a. 活動実績有り	2
基づく活動 基づく活動実績の有無 b. 活動実績なし	0
そ 手持ち工事量比率(A) A<0.25 1	1.5
で	1
10.5623/21/26	0.5
他 ÷ 過去3年間の平均受注額	
合計	0

- 〇評価値=価格評価点+技術評価点(加算方式)
 - ·価格評価点:100×(1-入札価格/予定価格)
- ・技術評価点:最高20点(上記評価項目・基準により算出)
- □→評価値の最も高い者を落札者とする。

平成30年8月6日

施工時期等の平準化の取組み



経済財政諮問会議における平準化に関する議論

平成30年4月12日 第4回経済財政諮問会議

民間議員からの提言(抜粋)

質の高い社会資本整備に向けて

- 2. 今後の歳出改革における重点課題
- (2) 国・地方の公共投資における徹底した効率化

公共事業の執行時期が平準化すれば、人材確保が進み、稼働率が改善するが、実際には地方自治体を中心に平準化は進んでいない(時期によって2倍程度のフレ)。債務負担行為の活用、発注見通しの統合、執行率目標の設定とPDCAの実行等先進事例に学び、こうした取組によるコストの実態を国及び地方の積算単価に段階的に反映すべき。

【経済財政諮問会議】

平準化に関する総理発言(抜粋)

第二に、今後の社会資本整備に当たっては、長寿命化等への取組とともに、徹底した効率化と重点化が必要です。民間議員からは、各府省の予算執行が年度末に集中するとの指摘がありました。石井大臣を始めとする関係大臣においては、執行の平準化に向けての取組を強化していただくようにお願いいたします。



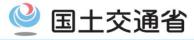
出典:首相官邸HP

(民間議員:伊藤 元重,榊原 定征,高橋 進,新浪 剛史)

経済財政政策に関する重要事項について、有識者等の優れた識見

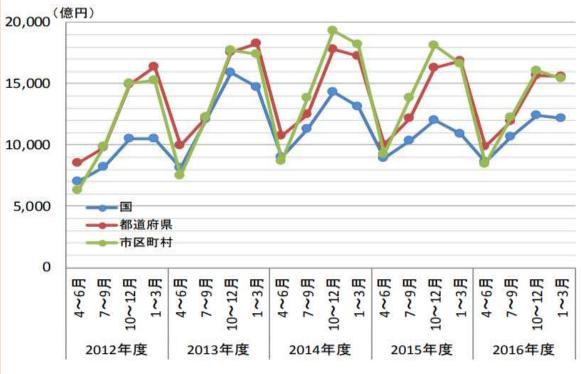
や知識を活用しつつ、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発

揮することを目的として、内閣府に設置された合議制機関。

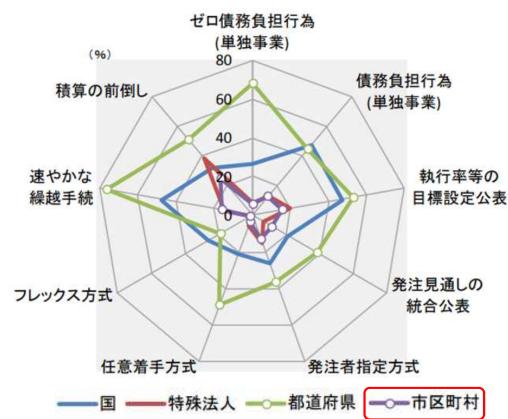


民間議員からの資料(抜粋)

図表5. 公共事業出来高の推移 ~県・市レベルでは、時期によって2倍の開き~



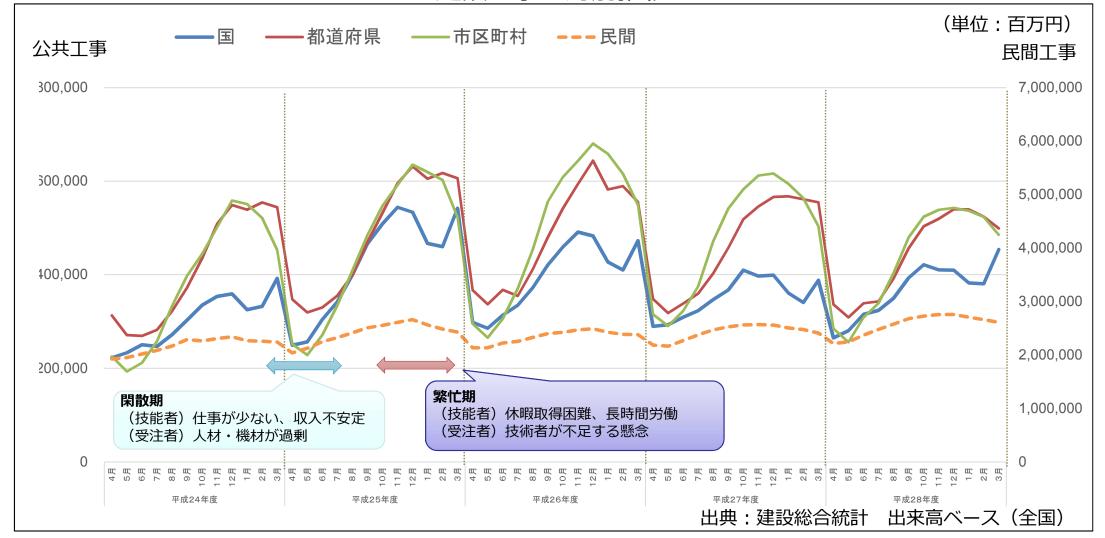
図表6. 公共事業平準化の方策の実行状況 ~ 市町村等では平準化浸透に遅れ~



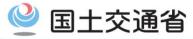
(備考)図表5:国土交通省「建設総合統計 年度報(公共表)」各年度版より作成 図表6:国土交通省「平成29年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査結果」より作成

建設工事の月別推移と平準化の必要性

<建設工事の月別推移>



施工時期等の平準化



適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為(2か年国債やゼロ国債)を活用すること等により、公共工事の 施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

平準化に向けた3つの取組

①国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための国庫債務負担行為(2か年国債(※1)

及びゼロ国債(※2))を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

H27年度 : 約200億円 ⇒ H28年度 : 約700億円

⇒H29年度※ : 約2,900億円 ⇒ H30年度 : 約3,100億円

※H29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定 ※H30年度の内訳は、2ヶ年国債約1,740億円、ゼロ国債約1,345億円

(参考)

補正予算でのゼロ国債(29年度:1.567億円)も活用し、平準化に取り組む



②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大 全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統 合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移: H29.3末時点:約500団体(約25%)→H30.5時点:約1070団体(約54%) 国、特殊法人等:137/206、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:868/1722(H30.5時点)



(参考)東北地方の事例

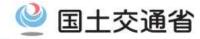


業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の 手配について大変役立っているとの評価

③地方公共団体等への取組要請 各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、 平進化の取組の推進を改めて要請 H29年度は平成30年2月2日発出済み

- ※1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て 後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年 国債という。
- ※2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を 行うが国費の支出は翌年度のもの。

地域発注者協議会を活用した発注関係事務改善に向けた取り組み



- ○工事の品質確保等に関する各種取組等について、発注者間の連携を図るため、<u>全ての地方公共団体等が参画する地域発注者協議会</u>において情報共有を実施。
- ○品確法運用指針のうち、重点3項目について<u>各発注者が自らの取組み状況を把握するため、全国統一指標を設定。</u>また、目標値を設定するなど、地方公共団体等に対し、改善に向けた働きかけを実施。

■ 地域発注者協議会

〇 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成するブロック協議会と 全市町村が参画する都道府県毎の部会を設置

各ブロック発注者協議会

国の機関、各都道府県 代表市町村、関係法人等より構成 〇〇県分科会

〇〇県分科会

各都道府県ごとに 国の機関、都道府県、全市 町村、関係法人等より構成



■ 全国統一指標

重点項目①適正な予定価格の設定

指標:最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)

指標:単価の更新頻度

重点項目②適切な設計変更

指標:改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況

指標:設計変更の実施工事率

重点項目③施工時期等の平準化

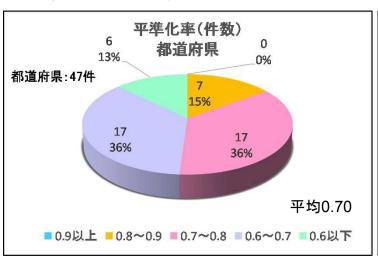
指標:年度の平均と4~6月期の平均の稼働状況(件数・金額)の比率(※いわゆる平準化率)

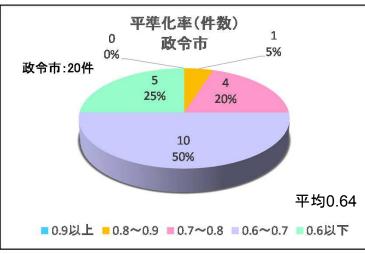
全国統一の指標

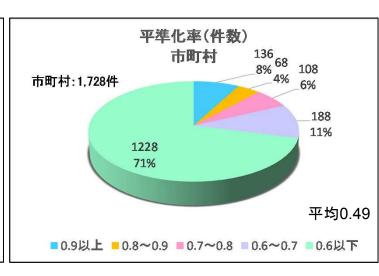
【機密性2】

○平準化率0.8以上の団体は、規模が小さくなるほど減少しており、市町村においては、件数ベースでは 約1割程度(※H28年度平準化率 国土交通省:0.8)

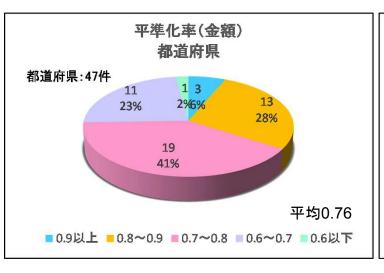
平準化率(件数)

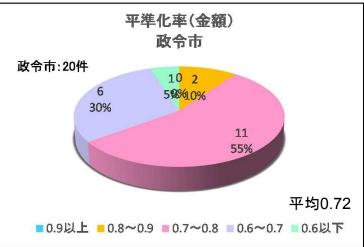


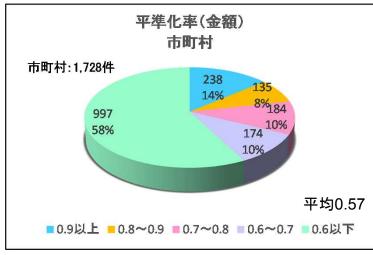




平準化率(金額)



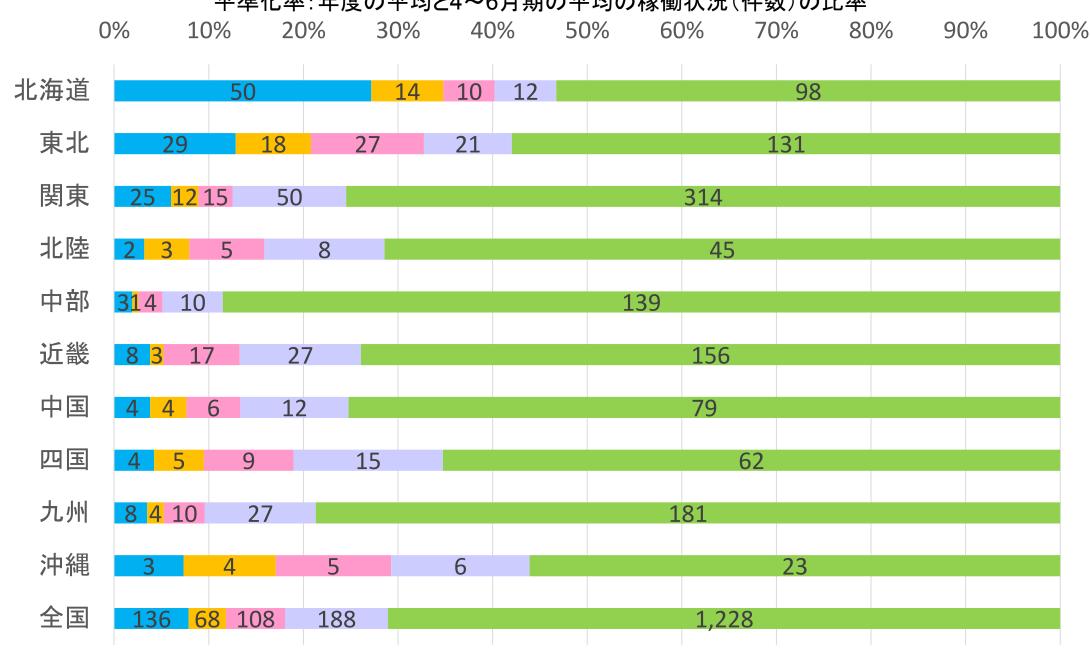




市町村における平準化率(件数)※ブロック別



平準化率:年度の平均と4~6月期の平均の稼働状況(件数)の比率

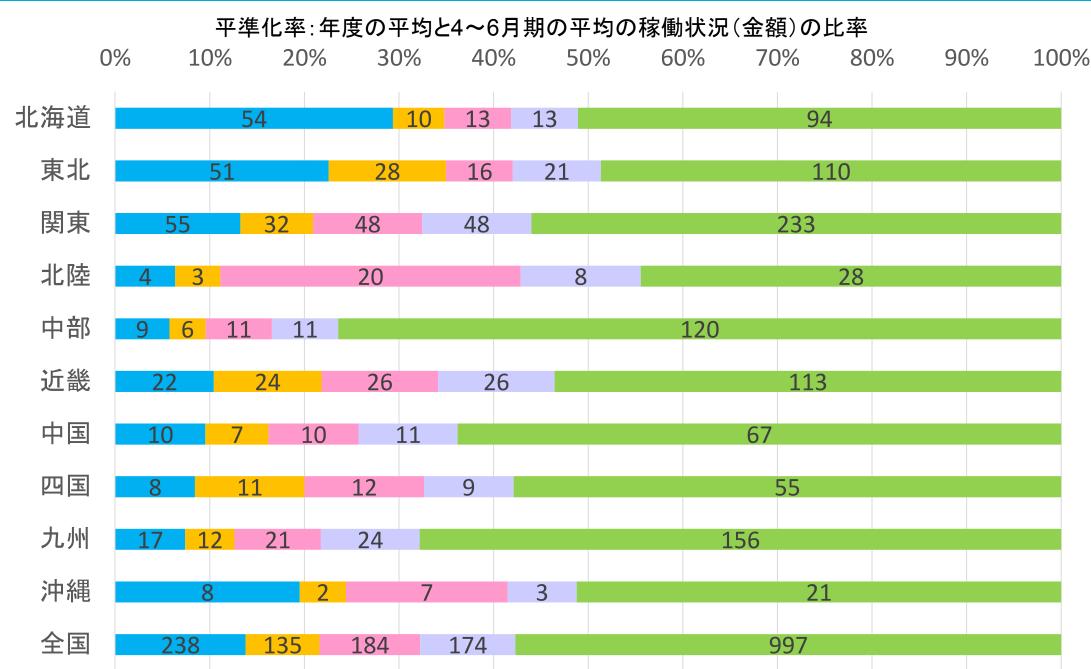


■a ■b ■c ■d ■e

市町村における平準化率(金額)※ブロック別

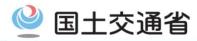


【機密性2】



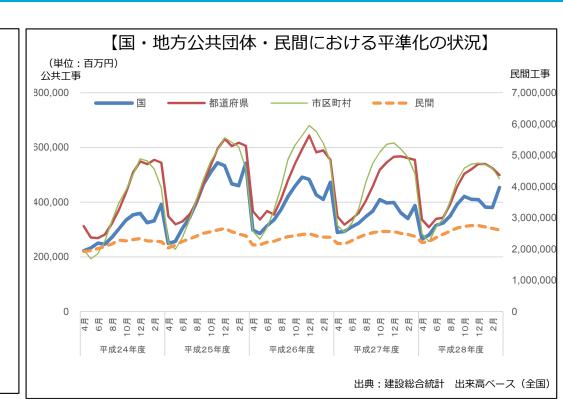
■a ■b ■c ■d ■e

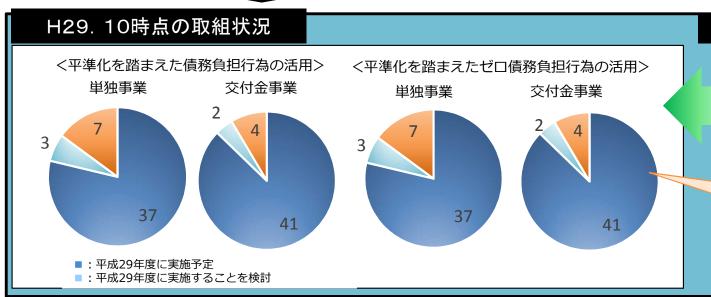
地方公共団体における平準化の取組

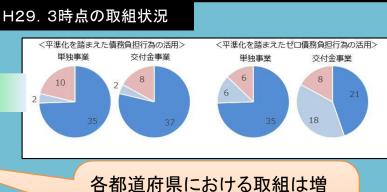


取組状況(地方公共団体における平準化に向けた取組の促進)

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28. 4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28. 5 都道府県と、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、更なる平準化に努めるよう申合せ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28. 11 都道府県と、債務負担行為の活用や適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、更なる平準化に努める旨を申合せ
- H29. 2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政 担当課に対しても平準化について要請
- H29. 3 都道府県及び市区町村が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集第2版をとりまとめ
- H30.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請







各都道府県における取組は増加傾向にあり、特に、ゼロ債務負担行為(交付金)においては、 顕著な増加傾向が見られる。

地方公共団体における平準化の取組事例集(さ・し・す・せ・そ)

- 〇 平成28年4月に公表した都道府県の平準化の先進的な取組の事例集については、更なる充実 化を図るため、新たに市区町村の取組事例を加え、平成30年5月に改訂。
- ■地方公共団体における平準化の取組事例について~平準化の先進事例「さしすせそ」~
- ① (さ)債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的と して、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

②(し)柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で 円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手 方式等を積極的に活用

③(す)速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手 難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結 果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

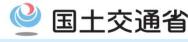
④(せ)積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤(そ)早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4~6月)における 工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

市町村における平準化の取組状況※ブロック別



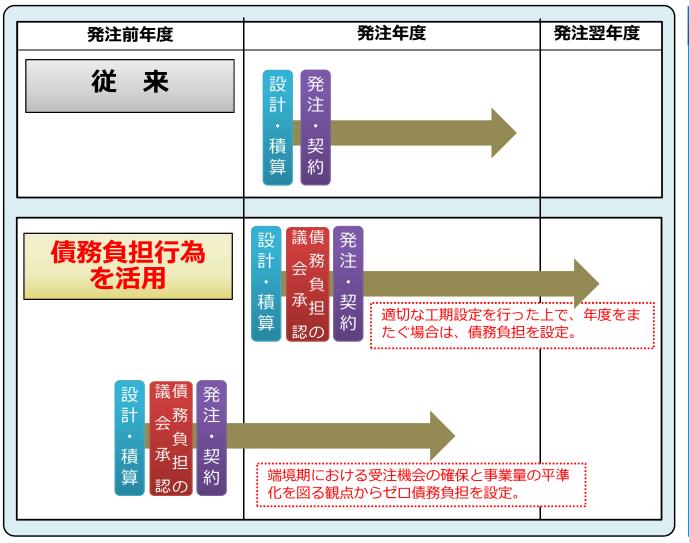
【機密性2】

各ブロックにおける「さしすせそ」に取り組んでいる団体の割合



『地方公共団体における平準化の取組事例について ~平準化の先進事例「さしすせそ」~【第3番】』より

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度 末に過度に集中することを避けるため、債務負担行為の適切な活用の推進を図っているところ であるが、一部の市町村においては、活用する分野や、活用方法に工夫を凝らし、独自に活用 方法を見出している市区町村も見受けられる。



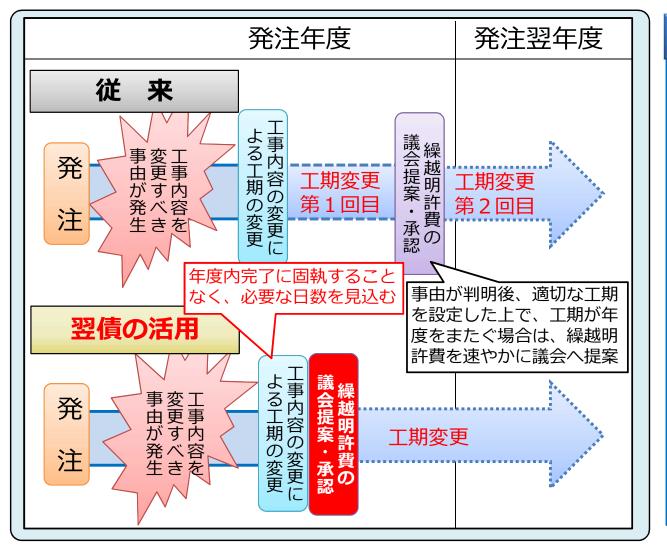
市区町村の工夫

- ▶初年度に前払金が活用できない旨を公 告に記載・周知するほか、各年度の出 来高予定額及び支払限度額に初年度 0 円との旨、公告・契約書にあらかじめ 記載している(青森県八戸市)
- ▶地域の要望・陳情に柔軟に早急に対応 するため、<u>市内道路緊急補修事業に債</u> <u>務負担行為を設定</u>している(群馬県太 田市)
- ▶新年度にならないと前払金が活用できないため、保証会社の制度を紹介している(長野県長野市)
- ▶計画的に工事路線を選定することで、 債務負担行為を有効的に活用している (東京都豊島区)
- ▶契約担当、起工担当及び財政当局で調整し、債務負担行為を活用している。(東京都世田谷区)

43

『地方公共団体における平準化の取組事例について ~平準化の先進事例「さしすせそ」~【第3番】』より

工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用することとされているが、各市区町村においても、年度末間際での繰越手続、年度内完了に固執することなく、早い段階から必要日数を見込み、早めに議会(例えば12月議会等)に上程するなど、早期の繰越制度を活用している団体が複数存在している。



市区町村の工夫

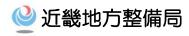
- ▶工事又は業務を実施する中でやむを得ない理由により契約内容等の見直しが生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合は、その段階で繰越手続を開始(岩手県釜石市)
- ▶工期を勘案し、年度内に工事の完了が見込めないことが明らかな事業は、年度末を待たずに繰越手続を実施。
 平成29年度は、
 12月議会で一部対応(栃木県さくら市)
- ▶単年度工事完了に努めているが、発注後の 現場状況を考慮し早々の12 月議会で繰越 明許を活用し対応している(奈良県生駒市)
- ▶工期を勘案し、年度末までに繰越が必要と 判断される事業はあらかじめ前年12月の段 階で議会手続きを経ることにより、適切に 工期を設定することができた(沖縄県浦添 市)

平成30年8月6日

基準・要領・システム等の標準化・共有化



工事監督検査基準・様式の統一化・標準化【概要】



工事成績評定基準の統一化・標準化

- ✓ 国と府県の工事成績評定基準は大枠では標準化されているが、考査項目別運用表の個別項目については必ずしも標準化されていない。
- ✓ 試行としてH28年度は兵庫県、H29年度は和歌山県・大阪市と個別項目のすり合わせを実施
- ✓ H30年度に残り5府県・3政令市において実施済

工事関係様式の統一化・標準化

- ✓ 受注者の省力化を考慮し、工事関係様式の標準化を検討
- ✓ 試行としてH28年度は和歌山県、H29年度は京都府·奈良県·神戸市と工事様式のすり合わせを実施
- ✓ H30年度に残り4府県・3政令市において実施済

地方公共団体等への技術支援

- ✓ 出前講座 (適正な検査と工事成績評定について 等)
 - H28年度出前講座の開催状況 : 11団体で492名の参加
 - H29年度出前講座の開催状況 : 7団体で334名の参加
- ✓ 自治体職員の本官工事検査への臨場立会
 - H28年度臨場立会実績 : 25件10自治体(42名)参加
 - H29年度臨場立会実績 : 15件4自治体(32名)参加

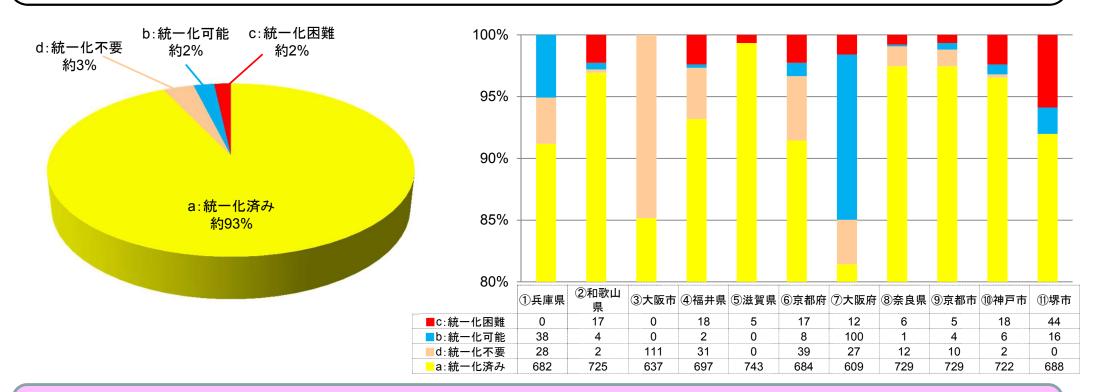
工事成績評定基準の統一化・標準化



11自治体(7府県・4政令市)と考査項目別運用表の個別項目のすり合わせを実施

考査項目別運用表の個別項目:748項目

- ▶ 統一化済みおよび統一化不要:約719項目(約96%)
- ▶ 項目に相違があるもののうち、統一化が可能な項目:約16項目(約2%)
- ▶ 統一化が困難な項目:約13項目(約2%)



現行で約96%(統一化済み+統一化不要)ですでに統一化できている。 統一化可能として検討を進める項目が約2% \rightarrow 約98%の統一化可能

近畿地方整備局

工事成績評定基準の統一化・標準化(H28・29年度実施)

《統一化率》

(現 行 = 統一化済み+統一化不要) (現行+統一化可能項目含む)

✓兵庫県 :710項目/748項目 ☞ 約95% ⇒ 748項目/748項目 ☞ 100%

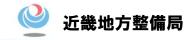
✓和歌山県:727項目/748項目 ☞ 約97% ⇒ 731項目/748項目 ☞ 約98%

✓大阪市 : 748項目/748項目 ☞ 100%

 国交省 評価者 評価		自治体名	比較結果				統一化		
計価有	計価名 計価 項目数		一致	一部相違	相違	済	可能	困難	不要
<u> </u>		兵庫県	161	9	12	<u>161</u>	21	0	0
│ 主任 │ 技術評価官	<u>182</u>	和歌山県	165	1	16	<u>165</u>	1	15	<u>1</u>
		大阪市	182	0	0	<u>182</u>	0	0	0
60.1T		兵庫県	43	0	7	<u>43</u>	7	0	0
│ 総括 │ 技術評価官	<u>50</u>	和歌山県	50	0	0	<u>50</u>	0	0	0
		大阪市	50	0	0	<u>50</u>	0	0	0
		兵庫県	478	0	38	<u>478</u>	10	0	<u>28</u>
技術検査官	<u>516</u>	和歌山県	510	2	4	<u>510</u>	3	2	<u>1</u>
		大阪市	405	0	111	<u>405</u>	0	0	<u>111</u>
		兵庫県	682	9	57	<u>682</u>	38	0	<u>28</u>
合計	<u>748</u>	和歌山県	725	3	20	<u>725</u>	4	17	<u>2</u>
		大阪市	637	0	111	<u>637</u>	0	0	<u>111</u>

独自項目(工種)
8
4
(8)
3
0
0
2(23)
(28)
(26)
13(23)
4(28)
(34)

工事成績評定基準の統一化·標準化(H28·29年度実施)



《統一化が困難な項目の例》

✔和歌山県:【主任】創意工夫(新技術活用)

□ 創意工夫の他項目(施工・品質・安全衛生)で評価しているため統一化が困難。

【主任】維持・修繕工事

愛 発注方式(道路河川の修繕等は単価契約で発注)が違うため統一化が困難。

《統一化が不要な項目の例》

✓兵庫県 : 【検査官】品質(海岸工事、防護柵(網)、標識、区画線等設置工事)

✓大阪市 : 【検査官】品質、出来ばえ(護岸・根固・水制工事、砂防工事、法面工事 等)

《独自項目(工種)の例》

✓兵庫県 :【主任】創意工夫(県内産品の使用)

【検査官】品質、出来ばえ(港湾・海岸工事、二次製品構造物工事 等)

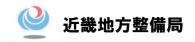
✔和歌山県:【主任】創意工夫(県産品・県認定リサイクル品の使用)

【検査官】品質、出来ばえ(下水道工事、港湾・漁港・海岸築造工事 等)

✓大阪市 : 【主任】出来形、品質(機械設備工事(プラント、下水道用建築設備 等))

【検査官】出来形、品質、出来ばえ (機械設備工事(プラント、下水道用建築設備 等))

工事成績評定基準の統一化·標準化(H28·29年度実施)



《統一化可能な項目の具体例》

■主任技術評価官【工程管理】 → 簡易な文言の修正

✓国交省 :実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。

✓兵庫県 :実施工程表の作成及びフォローアップを行っている。

■主任技術評価官【出来形及び出来ばえ】 → 簡易な文言の修正

✓国交省 : 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。

✓和歌山県:出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行った。

■総括技術検査官【社会性等】 → 追記

✓国交省 : 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。

✓兵庫県 :項目の追加

■総括技術検査官【施工状況】 → 判断基準の考え方を統一

✔国交省 :判断基準

✓兵庫県 :評価値割合により評価を決定。

■技術検査官【出来形及び出来ばえ】 → 追記

✓国交省 :配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。

✓和歌山県:項目の追加

■技術検査官【出来形及び出来ばえ】 → 簡易な文言の修正

✓国交省 : 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。

✓和歌山県:行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けていることが確認できる。

🤎 近畿地方整備局

工事成績評定基準の統一化·標準化(H30年度実施)

《統一化率》

(現 行 = 統一化済み+統一化不要) (現行+統一化可能項目含む)

:728項目/748項目 ⇒ 730項目/748項目 ✓福井県 約97% 約98% ✓滋賀県 : 743項目/748項目 約99% ⇒ 743項目/748項目 約99% ✔ 京都府 : 723項目/748項目 約98% 約97% ⇒ 731項目/748項目 ✓大阪府 :636項目/748項目 約85% ⇒ 736項目/748項目 約98% ✔ 奈良県 :741項目/748項目 約99% ⇒ 742項目/748項目 約99% ✔ 京都市 : 739項目/748項目 約99% ⇒ 743項目/748項目 約99% ✔ 神戸市 : 724項目/748項目 ⇒ 730項目/748項目 約97% 約98% ✓ 堺 市 :688項目/748項目 約92% ⇒ 704項目/748項目 約94%

== /= 	国交省 評価者 評価		比較結果			統一化				
評価者 評価 項目数	自治体名	一致	一部相違	相違	済	可能	困難	不要		
		福井県	697	14	37	<u>697</u>	2	18	<u>31</u>	
主任		滋賀県	743	0	5	<u>743</u>	0	5	0	
技術評価官		京都府	684	14	50	<u>684</u>	8	17	<u>39</u>	
∞ +∓	740	大阪府	609	46	93	<u>609</u>	100	12	<u>27</u>	
総括 技術評価官	<u>/48</u>	<u>748</u>	奈良県	729	2	17	<u>729</u>	1	6	<u>12</u>
		京都市	729	3	16	<u>729</u>	4	5	<u>10</u>	
技術検査官		神戸市	722	22	4	<u>722</u>	6	18	2	
		堺市	688	25	35	<u>688</u>	16	44	0	

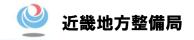
独自項目 (工種)	
14(58)	
1(32)	
23(18)	
86(35)	
6	
55	
12(45)	
55(7)	

工事成績評定基準の統一化·標準化(H30年度実施)

【評価者別】

=======================================	国交省	立沙什 名		比較結果			統一	一化		独自項目
評価者	評価 項目数	自治体名	一致	一部相違	相違	済	可能	困難	不要	(工種)
		福井県	173	4	5	173	0	9	0	(6)
		滋賀県	177	0	5	177	0	5	0	0
		京都府	157	9	16	157	6	9	10	12
主任	主任 100	大阪府	122	28	32	122	56	4	0	42
技術評価官	<u>182</u>	奈良県	175	1	6	175	0	6	1	0
		京都市	176	1	5	176	1	5	0	1
		神戸市	170	9	3	170	1	10	1	6(3)
		堺市	173	0	9	173	1	8	0	19
		福井県	47	3	0	47	0	3	0	1
		滋賀県	50	0	0	50	0	0	0	1
		京都府	47	0	3	47	0	3	0	8
総括	F0	大阪府	45	0	5	45	1	4	0	2
技術評価官 50	<u>50</u>	奈良県	50	0	0	50	0	0	0	6
		京都市	50	0	0	50	0	0	0	0
		神戸市	47	2	1	47	2	1	0	(1)
		堺市	21	4	25	21	10	19	0	34
		福井県	477	7	32	477	2	6	31	13(52)
		滋賀県	516	0	0	516	0	0	0	(32)
		京都府	480	5	31	480	2	5	29	3(18)
+ / 华 - 体 本 - ウ	F10	大阪府	442	18	56	442	43	4	27	42(35)
技術検査官	<u>516</u>	奈良県	504	1	11	504	1	0	11	0
		京都市	503	2	11	503	3	0	10	54
		神戸市	505	11	0	505	3	7	1	6(41)
		堺市	494	21	1	494	5	17	0	2(7)
		福井県	697	14	37	697	2	18	31	14(58)
		滋賀県	743	0	5	743	0	5	0	1(32)
		京都府	684	14	50	684	8	18	38	23(18)
∧ =ı	740	大阪府	609	46	93	609	100	12	27	86(35)
合計	<u>748</u>	奈良県	729	2	17	729	1	7	11	6
		京都市	729	3	16	729	4	5	10	56
		神戸市	722	22	4	722	6	19	1	12(45)
		堺市	688	25	35	688	16	44	0	55(7)

工事成績評定基準の統一化·標準化(H30年度実施)



《統一化が困難な項目の例》

- ✓福井県、滋賀県、奈良県、京都市、神戸市:【主任】創意工夫(新技術活用)
 - ☞ 創意工夫の他項目(施工・品質・安全衛生)で評価、又は活用効果の判断が困難。
- ✓堺市【主任】【検査官】出来形、品質のばらつき判断基準
 - ☞ 中小規模工事が多く、測定数が少ない工種が大半

《統一化が不要な項目の例》

✓福井県 : 【検査官】品質(砂防構造物工事及び、地すべり防止工事、修繕工事)

✓京都府 : 【検査官】品質(海岸工事等)

✓大阪府 : 【検査官】品質、出来ばえ(防護柵(網)・標識・区画線等設置工事等)

《独自項目(工種)の例》

✔福井県 : 【主任】 創意工夫(準備・後片付け関係 等) 【検査官】品質、出来ばえ(雪寒消雪配管工事 等)

✔滋賀県 : 【検査官】品質、出来ばえ(二次製品構造物、下水道工事 等)

✔京都府 : 【総括】 施工条件等への対応 (府内企業への発注状況) 【検査官】品質、出来ばえ(補強土壁工事 等)

✓大阪府 : 【主任】 土木工事の出来形及び品質の項目評価 等

✓奈良県 : 【総括】 施工条件等への対応(県内産建設資材等の利用)

✓京都市 :【主任】 創意工夫(任意試行中の工事における電子納品)

✔神戸市 : 【検査官】品質、出来ばえ (港湾築造工事、空港舗装工事 等)

✓堺市 : 【総括】 地域への貢献等(市内企業への発注状況)、【検査官】品質、出来ばえ(上・下水工事)

坐 近畿地方整備局

工事成績評定基準の統一化·標準化(H30年度実施)

《統一化可能な項目の具体例》

■主任技術評価官【創意工夫】 → 文言の修正

✓国交省 :情報化施工技術(一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る)を活用した工事。(使用原

則化工事を除く)

✓大阪府、京都市、神戸市 : 項目の修正

■主任技術評価官【創意工夫】 → **追記**

✓国交省:配筋、溶接作業等に関する工夫。

✔堺市 :項目の追加

■総括技術検査官【施工条件への対応等】 → 追記

✓国交省: 施工箇所が広範囲にわたる工事

✓神戸市 :項目の追加

■総括技術検査官【地域への貢献等】 → 簡易な文言の修正

✓国交省 : 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。

✓堺市 : 周辺環境への配慮に取り組んだ。

■技術検査官【施工管理】 → 追記に向け検討

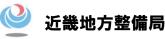
✓国交省 : 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。

✓京都府 :項目の追加

■技術検査官【出来形及び出来ばえ】 → 文言の修正に向け検討

✓国交省 : 工事の関係書類を事前協議に基づき過不足なく簡潔に整理していることが確認できる。

✓大阪府 : 工事の関係書類が不足なく作成されていることが確認できる。

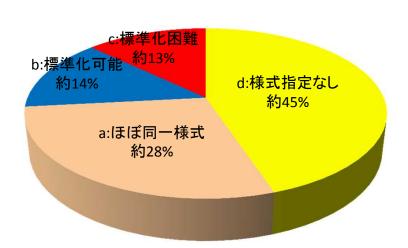


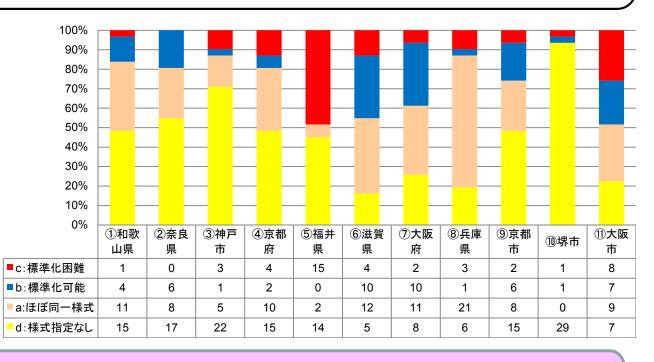
11自治体(7府県・4政令市)と工事関係様式のすり合わせを実施

工事書類様式数:49様式 → 契約書類を除外した31様式で標準化を検討

- ▶ ほぼ同一の工事様式:約28%
- ▶ 突合ができない様式(1方又は双方で様式を定めていない):約45%
- ▶ 様式に相違があるもののうち、標準化が可能な様式:約14%
- ▶ 標準化が困難な様式:約13%

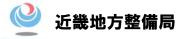
11自治体(7府県・4政令市)との 突き合わせ結果





契約書類を除外すると約73%(様式指定なし+ほぼ同一様式)ですでに標準化できている。標準化可能として検討を進める様式が約14% → 約87%の標準化可能

工事関係様式の統一化·標準化(H28·29年度実施)



《標準化率》

(現 行 = 同一+突き合わせできない) (現行+標準化可能様式含む)

✓和歌山県:26様式/31様式 ☞ 約84% ⇒ 30様式/31様式 ☞ 約97%

✓奈良県 : 25様式/31様式 ☞ 約81% ⇒ 31様式/31様式 ☞ 100%

✓神戸市 : 27様式/31様式 ☞ 約87% ⇒ 28様式/31様式 ☞ 約90%

✓京都府 : 25様式/31様式 ☞ 約81% ⇒ 27様式/31様式 ☞ 約87%

				標準化					
様式数		自治体名	既にほぼ同一の様式	標準化可能な様式	標準化が困難な様式	突合ができない様式 (1方または双方で様式を定め ていない)	現行での標準ル変	標準化可能 様式追加後 の標準化率	
			11	4	1	15	83.9%	96.8%	
工事関係書類の		奈良県	8	6	0	17	80.6%	100.0%	
標準様式 31 (契約書類除く)	神戸市	5	1	3	22	87.1%	90.3%		
		京都府	10	2	4	15	80.6%	87.1%	

《標準化が困難な様式の例》

✓京都府 : 材料確認書、段階確認書、確認・立会依頼書

☞ 工事書類の簡素化を本格導入。府内で浸透しており変更困難。

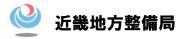
✔和歌山県: 創意工夫・社会性等に関する実施状況表

零 県産品、県認定リサイクル製品を評価することとしているため、変更困難。

✓神戸市 :工事履行報告書

差分を記載することで工程を意識させているため、様式変更は困難。

工事関係様式の統一化·標準化(H30年度実施)



《標準化率》

(現 行 = 同一+突き合わせできない) (現行+標準化可能様式含む)

✓福井県 : 16様式/31様式 ☞ 約52% ⇒ 16様式/31様式 ☞ 約52%
 ✓滋賀県 : 17様式/31様式 ☞ 約55% ⇒ 27様式/31様式 ☞ 約87%
 ✓大阪府 : 19様式/31様式 ☞ 約61% ⇒ 29様式/31様式 ☞ 約94%

✓堺 市 : 29様式/31様式 ☞ 約94% ⇒ 30様式/31様式 ☞ 約97%

✓大阪市 : 16様式/31様式 ☞ 約52% ⇒ 23様式/31様式 ☞ 約74%

				標準化					
	様式数		既にほぼ同一の様式	標準化可能な様式	標準化が困難な様式	突合ができない様式 (1方または双方で様式を定め ていない)		様式追加後 の標準化率	
		福井県	2	0	15	14	51.6%	51.6%	
		滋賀県	12	10	4	5	54.8%	87.1%	
工事関係書類の		大阪府	11	10	2	8	61.3%	93.5%	
標準様式	31	兵庫県	21	1	3	6	87.1%	90.3%	
(契約書類除く)		京都市	8	6	2	15	74.2%	93.5%	
		堺市	0	1	1	29	93.5%	96.8%	
		大阪市	9	7	8	7	51.6%	74.2%	

《標準化が困難な様式の例》

✓福井県 : 工事打合せ簿、材料確認書、段階確認書、確認・立会依頼書、工事履行報告書 等

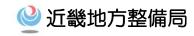
零 県独自のとりきめとして路線河川名、施工地係を記載することとしているため、変更困難。

近畿地方整備局

工事関係様式の統一化・標準化(標準化困難の事例)

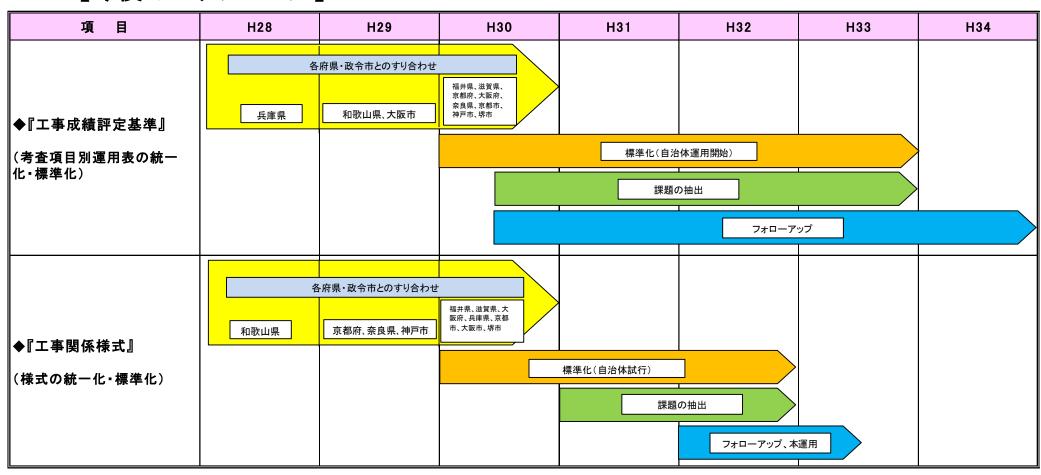
事書類の標準化が	困難な書類		<u>種別</u> —			式No) ;—14		類 名 称 履行報告書
	国交省	書類			122	福井県		CALLITAN H
様式-14	工事履行	報告書			様式-4 (契約)	約款第11条、共通仕様書第1	編 1-1-1-24)	
工事名						工事履	行 報 告 書	
工期		~			工事名			
日付		(月分)			路鐵河川名		施工地保	
月別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	備考		受注者名		工期量	
	() は工任及文化				日付	予定工程 %	(月分)	
					月 別	()は工程変更後	実施工程 %	備考
(記事欄)	f						<u></u>	
						と、日常業務の中	で	
	区为	川が出来にくく	なってしまう等の	事情があ	り、標準化	、困難と判断。		
	主任		現場 主任 (監理)					現場生任
		监督員	代理人 (監理) 技術者		所長	次長 課長 GL	監督職員	代理人 技術者
					<u> </u>			

工事監督検査基準・様式の統一化・標準化【スケジュール】



- ◆【工事監督検査基準・様式の標準化・統一化】として、下記についてH28より検討。
 - ①『工事成績評定基準』(考査項目別運用表の統一化・標準化)
 - ②『工事関係様式』(工事関係様式の統一化・標準化)
- ◆H29より他府県·政令市に展開。
- ◆H30はすべての自治体との工事関係様式について統一化を実施。
- ◆並行して課題を抽出し、フォローアップを行う。

【今後のスケジュール】



工事監督検査基準・様式の統一化・標準化【運用開始予定時期 🏸 近畿地方整備局

府県·政令市		工事検査基準等の統一化・標準化		工事関係様式の統一化・標準化
	H30実施	現行97%→見直し予定98%	H30実施	現行52%→見直し予定52%
田川沢	1100 🔀 // 12	システム改良必要	1100 🔀 // 100	_
滋賀県	H30実施	現行99%→見直し予定99%		現行55%→見直し予定87%
瓜 貝尔	应 页示 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	_	H30実施	H31.4運用開始に向け調整中
京都府	口20宝佐	現行97%→見直し予定98%	H29実施	現行81%→見直し予定87%
水郁剂	府 H30実施	システム改良必要。時間を要する	□ □23天旭	契約部局と調整予定
十匹佐	山の宇佐	現行85%→見直し予定98%	H30実施	現行61%→見直し予定94%
入败府	大阪府 H30実施	連続性・公平性が課題	⊓30天池	見直し時期未定
兵庫県	5.连围 1100 中长	現行95%→見直し予定100%	H30実施	現行87%→見直し予定90%
六焊乐	H28実施	H30.4運用開始済み	⊓30天池	H30.10運用開始予定
奈良県	H30実施	現行99%→見直し予定99%	H29実施	現行81%→見直し予定100%
示及乐	□30天池 	システム改良必要	□ □23天池	H31.4運用開始に向け調整中
40 可加工工具	H29実施	現行97%→見直し予定98%	1100 ET #5	現行84%→見直し予定97%
和歌山県	HZ9夫他 	H30.4運用開始済み	→ H28実施	見直し時期未定
声	山の宇佐	現行99%→見直し予定99%	1120字体	現行74%→見直し予定94%
京都市	H30実施	H31.4運用開始に向け調整中	H30実施	H31.4運用開始に向け調整中
+75+	1100字状	現行100%	1120年#5	現行52%→見直し予定74%
大阪市	H29実施	_	₩ H30実施	見直し時期未定
∔⊞ →	1100 == 1/-	現行92%→見直し予定94%	1100 	現行94%→見直し予定97%
堺市	H30実施	システム改良必要。時間を要する	H30実施	見直し時期未定
	1100 th	現行97%→見直し予定98%	1100 to t/c	現行87%→見直し予定90%
神戸市	H30実施	システム改良必要。時間を要する	H29実施	H30.4運用開始済み

府県·政令市工事検査担当者会議(分科会)

H29年度 工事検査関係講習会開催状況

自治体向けに工事検査を中心とした出前講座を実施。7団体へ8回、合計334名が受講。

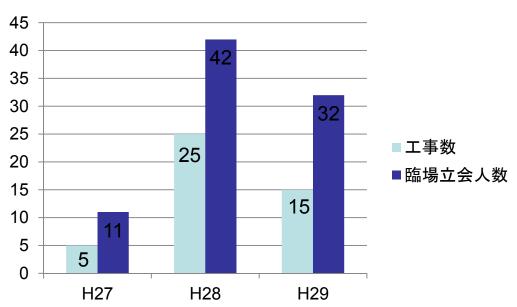
依頼元	実施日	参加人数	聴講対象者
兵庫県	平成29年 5月29日	23	兵庫県に入庁10年目の職員
奈良県	平成29年 6月16日	83	奈良県及び市町村の土木工事検査担当職員
奈良市	平成29年 9月11日	34	奈良市企業局職員
和歌山県	平成29年 9月12日	74	和歌山県及び市町村の土木・農林関係公共工事の検査業務に 従事する技術職員
大阪市	平成29年 9月27日	37	工事請負契約の監督事務に従事する職員
茨木市	平成29年11月 2日	36	茨木市職員
堺市	平成29年11月 7日	9	堺市検査担当職員
兵庫県	平成29年12月 6日	38	兵庫県出納局工事検査室、土木事務所副所長

H30年度 工事検査関係講習会開催状況

依頼元	実施日	参加人数	聴講対象者
兵庫県	平成30年 6月21日	18	兵庫県に入庁2年目の職員
伊賀市	平成30年 6月27日	25	伊賀市の工事監督及び検査を担当する職員
奈良県	平成30年 6月29日	64	奈良県及び市町村の土木工事検査担当職員
和歌山県	平成30年 8月 1日	80 (予定)	和歌山県及び市町村の土木・農林関係公共工事の検査業務に 従事する技術職員

府県·政令市工事検査担当者会議(分科会)

H29年度 自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会





一种	易丛会				
番号	年月日	工事	発注事務所	臨場立会者	人数
4	1 1100.7.5	H29.7.5 道路改良工事	泊油	奈良県	2
1	H29.7.5		浪速	堺市	1
2	H29.7.7	トンネル工事	奈良	奈良県	3
3	H29.8.9	トンネル工事	奈良	奈良員	3
4	H29.8.10	トンネル工事	奈良	奈良県	3
5	H298.29	道路改良工事	浪速	和歌山県	2
6	H298.31	トンネルエ事	豊岡	兵庫県	2
		H29.9.8 道路改良工事	浪速	和歌山県	2
7	H29.9.8			堺市	1
8	H29.9.15	河道掘削工事	紀南	和歌山県	2
9	H29.9.19	砂防堰堤工事	六甲	兵庫県	2
10	H29.9.28	トンネルエ事	奈良	奈良県	2
11	H29.10.30	橋梁下部工事	和歌山	和歌山県	2
12	H29.11.10	トンネル工事	奈良	奈良県	2
13	H29.11.28	堰耐震補強工事	淀川	堺市	1
14	H29.11.30	砂防工事	紀伊山系	奈良県	1
15	H29.12.11	砂防工事	紀伊山系	奈良県	1
				合計	32

平成30年8月6日

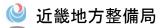
発注情報の一括公表の取組み







施工時期の平準化について



適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

平準化に向けた4つの取組み

近畿 約35億円(H28)、約197億円(H29)、約137億円(H30)

①2か年国債※1の更なる活用

適正な工期を確保するための2か年国債の規模を維持

H27年度:約200億円 ⇒ H28年度:約700億円 ⇒ H29年度:約1,500億円 ⇒ 平成30年度: 約1,740億円

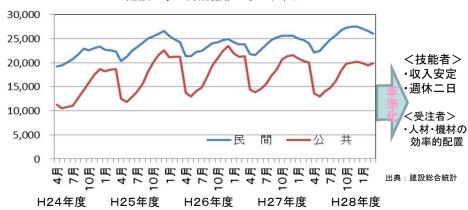
近畿:約143億円(H29)、約151億円(H30)

②当初予算における『ゼロ国債※2』の設定 平準化に資する<u>『ゼロ国債』</u>を昨年度より引き続き設定 (約1.345億円)



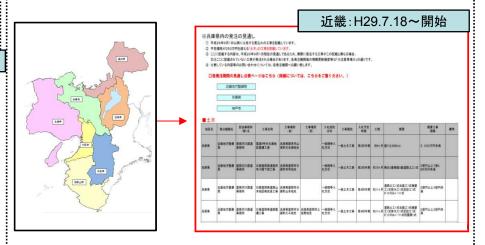
(参考)補正予算でのゼロ国債(29年度:1,567億円)も活用し、平準化に取り組む

< 建設工事の月別推移とその平準化 >



③地域単位での発注見通しの統合・公表

国、地方公共団体等の <u>発注見通しを統合</u> し、とりまとめ版を公表する取り組みを、<u>平成30年内に市町村まで拡大予定</u>



近畿地方においてH29年度より実施



業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の 手配について大変役立っているとの評価

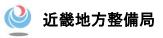
④地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

発注者協議会等において要請

- ※1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て 後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年 国債という。
- ※2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の 支出は翌年度のもの。

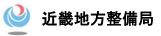
近畿地整管内発注情報統合状況



近畿地方整備局HP http://www.kkr.mlit.go.jp/ H29.7.18より公開



近畿地整管内発注情報統合状況



<参考例:大阪府内の発注情報 統合公表資料>

※大阪府内の発注の見通し

- ① 平成30年1月5日以降に公告する見込みの工事を記載しています。
- ② 予定価格が250万円を超える「土木」の工事を記載しています。
- ③ ここに記載する内容は、平成30年1月5日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。各発注機関毎の情報更新頻度等は「※注意事項※」の通りです。
- 4 公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願い致します。
 - □各発注期間の見通し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

近畿地方整備局

大阪市

大阪航空局

大阪市交通局

大阪府

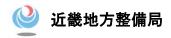
堺市

月末締め情報を 翌月10日近畿地 整報告、15日更新

■土木

地区名	発注機関名	担当事務所 (課)名	工事名称	工事場所 (自)	工事場所 (至)	入札契約 方式	工事種別	入札予定 時期	工期	概要	概算工事 規模	備考
大阪府	近畿地方整備局	淀川河川事務 所		大阪府大阪市旭 区生江地先		一般競争入 札方式	一般土木工事	第1四半期	約6ヶ月	盛土工22400m3盛土補強工 12000m2排水施設1式付属施 設1式	2億円以上3億円未 満	
大阪府	近畿地方整備局		国道176号豐中庄 内電線共同溝工事		大阪府豊中市庄 内東町5丁目	一般競争入 札方式	一般土木工事	第1四半期	約10ヶ月	電線共同溝L=220m	2億円以上3億円未 満	
大阪府	近畿地方整備局	浪速国道事務 所	浪速国道事務所管 内道路整備工事		大阪府泉南郡岬 町孝子地先	一般競争入 札方式	一般土木工事	第4四半期	約12ヶ月	道路土工1式法面工1式排壁 工1式排水構造物工1式	2億円以上3億円未 滿	
大阪府	国土交通省大 阪航空局	土木建築課	八尾空港土木施設 維持修繕工事	大阪府八尾市		一般競争	ほ装工事業	第4四半期	12ヶ月	土木施設の維持修繕及び航空保安施股等の維持を実施するもので巡回点検工、草刈工、清掃工、標識維持工及び緊急補修工を行うもの。		

近畿地整管内 一括公表拡大について(市町村の意向)



平成30年6月 府県を通じて近畿地方整備局管内の211市町村へ一括公表への参画についての意向を確認。

- ①規定様式で送付可能(府県・政令市と同レベルでの公表が公表が可能)
- ②市町村で既に公表している現行様式での送付であれば対応可能
- ③送付できない

36市町村(17%)

149市町村(71%)

26市町村(12%)

■送付できない主な理由

毎月となると事務量も増えると同時に事務が煩雑になり変更もあり混乱するため(11市町村)

人員的に困難である(3市町村)

HP公表済みであるため(2市町村)

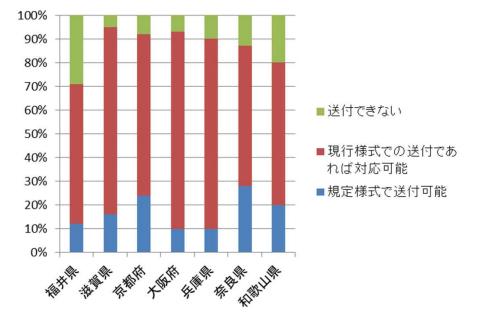
入札・契約担当部署での閲覧のみと定めているため、HP等で公表にあたり要綱等の改正が必要(3市町村)

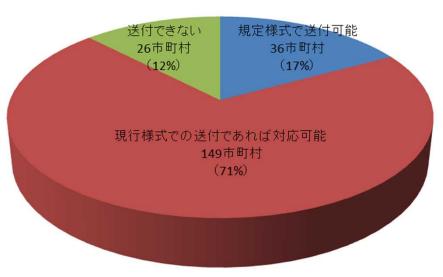
実施要領において公表方法は閲覧によるものに限定しているため(2市町村)

(その他)

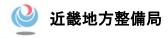
一般競争入札が少ないため、現状では情報が不足しているため、補助金の交付決定をもって確定することがあり表示できない場合がある 地域要件により町内・郡内業者への発注が多いため、国庫補助の配分が例年低く、概算工事費が算出できないため 等

【211市町村の一括公表参画の意向確認】



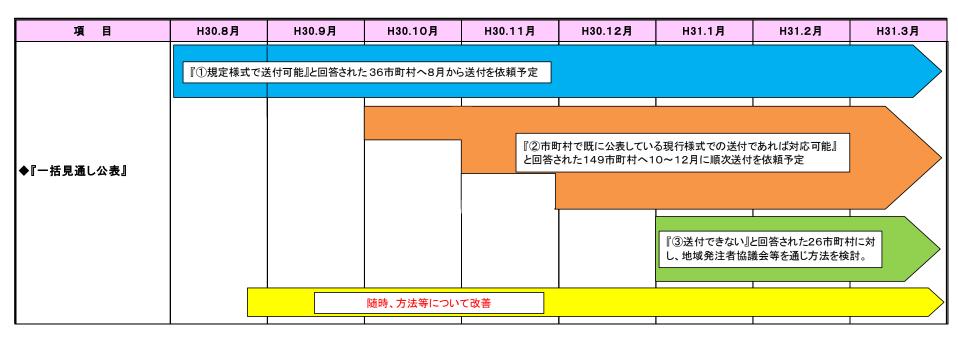


近畿地整管内 一括公表拡大について(スケジュール案)



- 〇 『①規定様式で送付可能』と回答された 36市町村へ8月から送付を依頼済。
- 〇 『②市町村で既に公表している現行様式での送付であれば対応可能』と回答された149市町村へ10月~12月に順次送付を依頼予定。
- 〇 『③送付できない』と回答された26市町村に対し、地域発注者協議会等を通じ方法を検討。

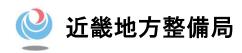
【スケジュール(案)】



平成30年8月6日

近畿地整 営繕部からの情報提供

- 1. 営繕工事における働き方改革の取組み P1~
- 2. 官庁営繕の技術基準 P18~



1. 営繕工事における働き方改革の取組

建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化

<建設業の働き方改革 今後の取組の方向性>

<営繕工事における取組>

(凡例: 既往・継続の取組ー青字 新たな取組ー赤字)

① 適正な工期設定・施工時期の平準化

・時間外労働の上限規制に対応できるよう、 週休2日を前提とした適正な工期設定による工事の発注や施工時期の平準化を推進

② 社会保険の法定福利費や安全衛生

・適正な工期設定に伴うコスト増加のしわ寄せが必要経費の削減に繋がらないよう、社

会保険の法定福利費や安全衛生経費を含んだ適正な請負代金による契約を徹底



○適正な工期設定

- ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づき、「建築工事適正工期算定プログラムVer. 2(日建連)」を活用した適切な工期設定、工期延期
- ・設備工事の適正な工期確保のため、概成工期(受電時期の目安)の設定、建築工事の工程表による設備工事の施工期間確保の確認に同プログラムの活用
- 週休2日の推進
 - ・建築工事標準仕様書において调休2日を適用
 - ・原則、週2日現場閉所の試行とともに、**週休2日工事をモニタリング**
- ○施工時期の平準化
 - ・予算取得の国債化(適正な工期確保にも寄与)、余裕期間制度の活用
 - ・長期国債の活用などにより、年度末に集中する完成時期の分散化

○予定価格の適正な設定

・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上

③生產性向上(i-Construction)

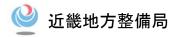
経費の確保

- ・工事現場における生産性向上を図る観点 から、ICTの積極的な活用や書類の簡素化 を推進
- ④ ガイドラインの策定・周知
- ⑤ 不適正な工期への対応の強化
- ⑥民間発注者への支援等
- (7)フォローアップ
- ⇒ 省内対応に連動

○ICTの積極的な活用等

- ·BIM活用·施工合理化工法の施工者提案による採用
- ・民間で進められている施工合理化工法の評価、標準化の検討
- ○書類の簡素化
 - 書類の簡素化(現場での運用の徹底)、国の統一基準として工事の標準書式を制定
 - ・ICT活用などによる書類作成及び情報伝達の効率化方策の検討
- 設計意図の的確な反映 (建築固有の対応)
 - ・<u>遅滞ない設計意図伝達</u>(施工段階の設計)のため伝達時期を遵守する旨を規定
 - ・<u>各施工計画段階で施工図等に設計意図を的確に反映</u>するため、工事契約後に 決定すべき事項を適時に確定する仕組みを検討

適切な工期の設定(品確法改正への取り組み)



国土交通省官庁営繕部では、公共建築工事における工期設定の現状に関して建設業団体と 意見交換を行い、問題意識を共有するとともに適切な工期を設定するための方策等について、 平成27年3月25日付けで「**営繕工事における工期設定の基本的考え方**」として取りまとめました。



●平成27年春の全国営繕主管課長会議幹事会及び総会において、「営繕工事における工期設定の基本的考え方」を説明。その後、地方公共団体を対象とした発注者支援に関するアンケートでの意見を踏まえ、公共建築工事全体へ普及を促進するため、

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」

として取りまとめました。



●今般、公共建築工事における適切な工期設定をさらに普及・促進させ、将来にわたる建設業の 担い手確保と公共建築工事の品質確保に資することを目的として、建設業団体のご協力により 収集した事例や意見交換をもとに、平成28年6月

<u>をとりまとめ、適切な工期設定のための事前調査表など参考資料と併せて公表</u>しました。

●官庁営繕部と地方整備局等は、各種会議等を通じて地方公共団体等への説明や意見交換を行うなどして、公共建築工事全体への適切な工期設定の普及・促進に努めています。

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について



近畿地方整備局

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(注)は適正な工期を確保するための方策や留意事項等を明記したもの (注)それぞれの現場や発注者の状況等を踏まえ参考とするもの

(赤字は主な変更点)

国土交通省官庁営繕部取りまとめから中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議取りまとめに変更

〇 基本方針

工事の規模、地域の実情、工事内容、施工条件等を 踏まえ適切に工期を設定

適正な工期設定が、担い手確保のため必要であることを追記

〇 調査及び設計段階

- (1)次の期間の十分な想定
- ①現地調査及び関係者との協議・調整に要する期間
- ②設計、入札契約手続及び施工の期間 労務・資機材調達等の準備期間、施工終了後の自 主検査等の後片付け期間を追記
- ③近隣等関係者への説明・調整に要する期間
- (2) 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
- (3)図面審査の確実な実施、要求性能と施工中の確認 事項の設計図書への明示

〇 工事発注準備段階

- (1)適切な工期の入札条件への設定
- (2) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (3)技術者を過剰に拘束しない工期設定

〇 入札契約段階

- (1)明確な質問回答と施工条件の明示
- (2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

〇 施工段階

- (1) 迅速な承諾行為とワンデーレスポンスの実施 遅滞ない設計意図伝達が必要であることを追記
- (2) 工事の進捗状況の的確な把握
- (3)関係工事間の調整の適切な実施 全体工期のしわ寄せがないよう設備工事など後工程の適正な 施工期間を確保することを追記

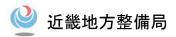
〇 その他留意事項

- (1)多雨など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮
- (2) 週休2日の確保や不稼働日等を考慮
- (3) 受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮
- 適正な工期設定を自ら適切に行うことが困難な場合、外部機関 等の仕組みを活用することを追記 等

〇 工期の変更

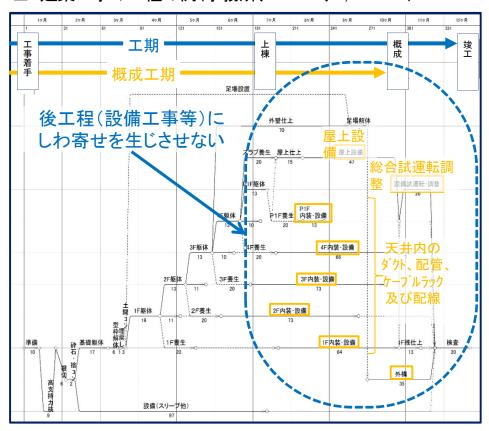
設計図書の施工条件と現場の状態が一致しない場合等において 適切な設計変更等を実施

営繕工事における各工程の適正な施工期間の確保



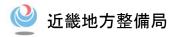
後工程(内装工事、設備工事、舗装工事等)にしわ寄せを生じさせないよう配慮するなど、 各工程の適正な施工期間を確保する。

- 1 概成工期の設定 (工事発注準備段階)
- 新築を対象として、総合試運転調整の期間を確保するため、 建築工事の工程の例(事務所、RC-4、3, 000㎡) 概成工期※1を設定し、現場説明書等に特記
- 〇「建築工事適正工期算定プログラム」※2を参考として設定
- 2 実施工程表の確認 (エ事施工段階)
- ○監督職員は、実施工程表の承諾に際し、以下の内容を確認
 - ① 概成工期が明記されていること※3
 - ② 監督する工事の各工程の施工期間が適正に確保されて いること
 - ③ 別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されている عے
 - 4)特に、建築工事においては、全体の工程に影響する可能 性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保さ れていること
 - ア)天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線
 - イ)屋上設備
 - ウ)総合試運転調整
- 監督職員は、実施工程表が変更された場合の承諾に際して も、必要に応じて、上記の内容を確認



- ※1 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工 事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。
- ※2 (一社)日本建設業連合会作成の最新版。
- ※3 概成工期が設定された工事の場合。

週休2日の推進



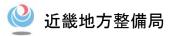
- 週休2日工事は、4週8休以上の現場閉所
- 対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間(年末年始や工場製作期間などを除く)
- <u>発注者が週休2日の取組を指定する発注者指定方式と受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む</u> <u>受注者希望方式</u>のいずれかで実施
- <u>現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、</u> 市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正※

共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出

※ 発注者指定方式は当初予定価格で①の補正係数により労務費を補正、①の現場閉所率(対象期間内の現場閉所 日数の割合)が未達の場合は減額変更。受注者希望方式は当初予定価格では労務費補正は行わず、 現場閉所率達成状況により①~③の補正係数により増額変更

現場閉所の状況	補正係数
①4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合	1.05
②4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25%(7日/28日)以上28.5%未満)	1.03
③4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上25%未満)	1.01

- 平成30年4月1日以降に入札手続きを開始する営繕工事で実施
- 工事成績については、「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定、従来と同様に休日・代休が確保された場合に評価
- 現場閉所状況の確認については、受発注者双方の事務負担が増大しないよう、既存書類を活用



①「発注者指定方式」: 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」: 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式

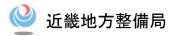


③「フレックス方式」: 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



- 1. 余裕期間の長さ:工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
- 2. 技術者の配置:
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - (2) 実工期・実工事期間 : 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

適正な予定価格の設定



- 〇 「適正な予定価格の設定」については、「『営繕積算方式』活用マニュアル」や 「営繕工事積算チェックマニュアル」を作成しています。
- 〇 また、「入札時積算数量書活用方式」を平成28年度から直轄の営繕工事において 試行導入しています。
- これらについて、地方公共団体等に対し、各種会議等における説明を通じ普及・促進を 図っています。

「営繕積算方式」活用マニュアル

実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定し、施工条件の変更や物価変動等に適切に対応できる積算手法である「営繕積算方式」(※)を分かりやすく解説したものです。

※公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組をパッケージ化

〇共诵仮設費の適切な積上

〇物価スライド

〇適切な工期設定

〇最新単価の適用

〇見積活用方式

○積算条件の明示

〇市場単価補正方式

〇地域外労働者の

〇適切な数量算出

〇工期連動型共通費積算方式

確保費用の計上

営繕工事積算チェックマニュアル

数量の拾い忘れや違算を防止し精度向上を図る ため、積算の各過程でチェックすべき項目や数量 確認のための数値指標を整理したものです。

マニュアルの構成(新営・改修)

〇数量算出チェックリスト

(例:コンクリートの増打ち部分はきちんと計上しているか)

○積算数量調書チェックリスト

(例:コンクリート打設手間は打設部位、打設回数毎に計上しているか)

○数量チェックシート(建築のみ)

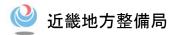
(例: コンクリート総量は延床面積×(O.8~1.0 m³/m²)の範囲であるか否か)

入札時積算数量書活用方式

- 〇入札参加者に、発注者の示す数量書「入札時積算数量書」の活用を促します。(入札説明書に明記)
- 〇契約後、「入札時積算数量書」の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議※し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とします。(契約書に位置付け)

※受注者発議の協議は、入札時に発注者が示す「入札時積算数量書」の積算数量を活用した場合に可能

「営繕積算方式」及び活用マニュアルについて



営繕積算方式

公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組をパッケージ化した積算手法

- 〇共通仮設費の適切な積上
- 〇物価スライド

〇適切な工期設定

〇最新単価の適用

〇市場単価補正方式

- 〇見積活用方式
- ○地域外労働者の確保費用の
- ○積算条件の明示

- 〇工期連動型共通費積算方式
- 計上

〇適切な数量算出



- ・実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定
- ・施工条件の変更や物価変動等への適切な対応

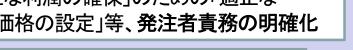


円滑な施工確保

「営繕積算方式」活用マニュアル

改正品確法(H26. 6)

「適正な利潤の確保」のための「適正な 予定価格の設定」等、発注者責務の明確化





- 」「営繕積算方式 」を分かりやすく解説する ためのマニュアルを作成 本マニュアルを活用する等により、
- 「営繕積算方式」を普及・促進し、発注関係 事務の適切かつ効率的な運用の推進を 図る

【営繕積算方式及び活用マニュアルの作成経緯】

円滑施工確保(不調・不落対策)

○東日本大震災の被災地の建設業団体からの「被災地の公共建築工事の予定価格が実勢価格と乖離している」とのご意見に対し、国土交通省がそれ 以前から直轄工事で実施している取組や不調・不落対策の新たな取組にて対応可能との認識のもと、それら取組を「営繕積算方式」として関係者に開示。 〇さらに、東日本大震災の被災地においては、本格化する公共建築工事を確実かつ円滑に実施する必要があり、第4回復興加速化会議(H26.9)において、 この課題に的確に対応するため、「営繕積算方式」を被災3県の地方公共団体へ普及させることが決定された。そのために、営繕積算方式を解説した 「営繕積算方式」活用マニュアル(被災3県版)を作成。

〇その後、改正品確法により発注者責務が明確化され、発注関係事務の適切な運用を図るという観点から、全国の公共建築工事発注機関において活用。 できるように「普及版」を作成。

公共建築工事積算基準の改定(一般管理費等率の改定など)

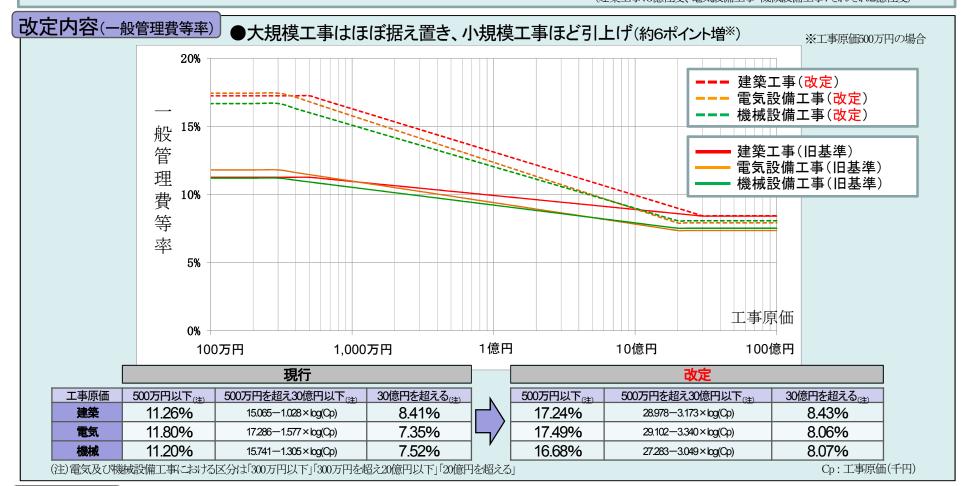


概 要

一般管理費等:元請企業の本支店経費及び付加利益等

- 〇建設企業の財務実態調査結果等に基づき、<u>一般管理費等率を改定</u>※1、併せて、<u>下請企業の経費率も改定</u>
- 〇<u>H29年1月1日以降入札公告する案件から適用</u>(営繕工事^{※2}) 〇今回の改定により、<u>工事費は、約2.6%増</u>^{※3}

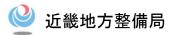
- ※1:旧基準の一般管理費等率は、平成9年度から適用 ※2:国土交通省官庁営繕部、各地方整備局営繕部・営繕事務所、北海道開発局 営繕部及び沖縄総合事務局開発建設部が発注を担当する営繕工事
- ※3:鉄筋コンクリート造4階建て、延べ面積3,000m程度の庁舎の工事の場合 (建築工事:5億程度、電気設備工事・機械設備工事:それぞれ2億程度)



普及•促進

○本改定は地方公共団体等へ周知しており、今後、公共建築相談窓口での相談対応等により普及に努める 9

営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の導入



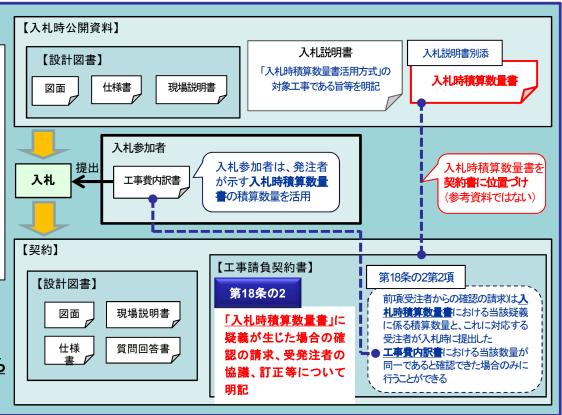
背景

- 〇改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- 〇従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「<u>数量書」は参考資料</u>との<u>位置づけ</u>のため、<u>契約後の発</u> 注者の運用にばらつき。

入札時積算数量書活用方式

概 要

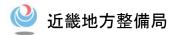
- 〇入札参加者に、<u>発注者の示す数量書</u> 「入札時積算数量書」の活用を促す。
- 〇契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、<u>受発注者間で協議し</u>、必要に応じて<u>数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項</u>とする。
- ・平成28年4月から営繕工事に試行導入
- 試行結果を踏まえ、平成29年4月1日 以降入札手続きを開始する営繕工事から 本実施に移行



普及•促進

- 〇平成29年4月からの本実施について、地方整備局等に通知するとともに、地方公共団体等に周知。
- 〇引き続き、地方公共団体等に対し、公共建築相談窓口での相談対応や各種会議等における説明を通じ普及・促進。

営繕工事における施工合理化技術の更なる活用促進



~i-Constructionの建築分野への拡大を踏まえ活用方針を策定~

- ・平成30年度に発注する新営工事において発注者指定で施工合理化技術の活用(試行)を開始します。
- 総合評価落札方式で施工合理化技術を評価項目とする取組を導入します。
- ・施工合理化技術を提案し効果が確認された場合は、工事完了後の請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明 記します。

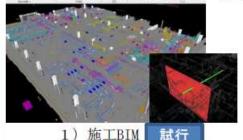
「営繕工事における施工合理化技術の活用方針」の概要(平成30年4月10日以降に入札契約手続きを開始する官庁営繕関係の新営工事に適用)

(1) 発注者指定で施工合理化技術※1の活用(試行)を開始

実施内容:発注者指定で施工BIM、情報共有システム、ICT建築土工、電子小黒板の試行を実施、省人化効果等を検証。

対象工事: 平成30年度に発注する新営工事(官庁営繕費)であってS型※2で試行【1)、3)、4)】

新営工事において、整備局等が定める運用に基づいて発注者指定で活用【2)】



多様な関係者間の遅滞ない合意形成



2) 情報共有システム 活用

情報の一元管理



3) ICT建築土工

入口評価

3次元MC・MG建機による施工



4) 電子小黒板

丁事書類の作成手間を軽減

(2) 総合評価落札方式で施工合理化技術を評価項目とする取組を導入

実施内容:S型における技術提案の評価項目において施工合理化技術に関する提案を求め評価

対象技術:施工合理化技術(上記(1)の発注者指定の試行対象技術を除く)

対象工事:新営工事(建築・電気・機械)であってS型によるもの

例:プレハブ化・ユニット化



(3) 施工合理化技術について請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記

出口評価

実施内容:施工合理化技術が提案され効果が確認されたものについては、請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記し、

受注者に技術提案を促します。

対象技術:施工合理化技術(上記(1)の発注者指定の試行対象技術を除く)

対象工事:新営工事(建築・電気・機械)すべて

- ※1 施工合理化技術:プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するもの。
- ※2 S型:入札契約方式が技術提案評価型S型を指す。

近畿地方整備局

建築分野(官庁営繕)へのICT等の導入

- ①「施工合理化技術」を 反映した設計
 - プレキャスト等の採用により 現場作業の生産性を向上



- ② 建築生産に携わる 多様な関係者間の 遅滞ない合意形成
 - ASP*1等の活用による 情報の一元管理
 - · BIM^{※2}等の活用による 遅滞ない合意形成



※1 Application Service Provider の略 **2 Building Information Modelingの略

- ③「施工合理化技術」の導入 及び工程管理の改善
 - ・「現場作業」から「ユニット化」へ
 - ・「人の作業」から「自動化施工」へ



- ・工期算定プログラム等※の活用
- ・週休2日工事のモニタリングの実施
- 例:建築工事適正工期算定プログラムVer2 (日建連)

- ④ 工事関係書類の 簡素化
 - 電子小黒板等の ICTを活用し、

工事関係書類の 作成手間を削減



出典:施工者のための電子小黒板 導入ガイド(日建連)

生産性向上

設計

施工計画

施丁

検査



施設管理者・発注者・設計者・施工者(建築・電気・機械等)と関係者が多岐にわたる

従来方法

設計

総合図作成

すり合わせ・確認

施丁計画

施丁

検査

標準的な工法 (コンクリート打設)

農 建築 電気 機械 ELV 発達者 施設管理者 施工者 設計者

> 施丁図作成 建築 電気 機械

下請·専門工事業 製作図

建築・設備図面のすり合わせ・確認の繰り返し



標準的な工法 (鉄筋結束)

【工程管理】

前工程の遅れが 後工程となる工種の 工期にしわ寄せし、 突貫丁期や 十日作業の 原因となることがある



手作業による写真整理

施工者提案による施工合理化技術の採用(「営繕工事 成績評定要領の運用」の成定)

- ■取組内容(平成30年1月1日以降に入札公告を行う営繕工事において実施)
 - ○営繕工事の生産性向上のためには、工事発注後の施工段階においても、施工者からの施工合理化技術の提案を促し、積極的に導入していく必要がある。
 - 〇このため、国土交通省地方整備局等が発注する営繕工事の成績評定方法を記した「官庁営繕部請負 工事成績評定要領の運用について」を改正し、施工合理化技術を活用した施工管理等の工夫を加点す ることを明記した。
 - 〇これにより、施工者提案による施工合理化技術が、より確実に工事評定成績にて加点(最大2.8点)されることになる。

「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」 改定概要

~別添1「官庁営繕部工事成績評定実施要領」別紙-1「考査項目運用表(営繕工事)」~

考査項目	細別	評価対象項目
創意工夫	• • •	口その他
	施工管理関係	□出来高の管理等に関する工夫 □施工計画書または写真記録等に関する工夫 □出来高、品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 □CAD、施工管理ソフト等の活用 □施工合理化技術を活用した施工管理の工夫 □その他 追加
	•••	口その他

●他の「細別」(準備・後片付け、施工関係、品質関係、安全衛生関係、その他(NETIS))においても、施工合理化技術を導入して効果があったと認められた場合、加点する。<要約>

営繕工事における工事関係図書等に関する効率化の徹底(概要) 近畿地方整備局

これまでの取組

【H26.4】「営繕工事における工事関係図書等※に関する効率化実施方針」を制定し、 受注者へ提出を求める工事関係図書等の明確化及び削減を実施

- ○提出を求める工事関係図書等の考え方を整理
 - ① 監督行為として監督職員の所持が必要な書類
 - ② 発注者が行った監督の経緯を明らかにするために必要な書類 に限る
 - → この考え方に基づき、受注者に提出を求める「工事関係図書等
- 各地方整備局等において、工事の内容に応じて必要な書類を選定するとともに
 - 品質に影響のない範囲で協議により省略・集約を行うこととした
 - (工事着手前に受発注者で省略可能な書類に係る協議を実施)

今回実施

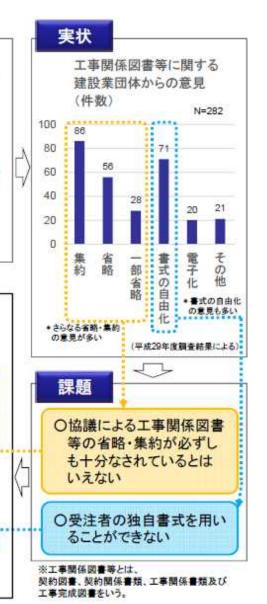
(次の内容を地方支分部局に通知)

【H30.4】営繕工事における工事関係図書等に関する効率化の徹底

- ○|省略・集約が可能な工事関係図書の考え方|を整理
 - ① 工事関係図書等のうち、必要な内容が記載された他の書類等があるものについて、提出または提示に より、新たな図書の作成・提出を求めない
 - ② 関連する内容を記載する複数の工事関係図書等については、必要事項を一つの図書に集約してもらう ことで、他の図書の提出を求めないことができる
 - → この考え方に基づき 協議による省略·集約がしやすくなるよう

「省略・集約が可能な工事関係図書等」を明示【別紙参照】

- ⇒ 93種類中19種類(約2割)を削減可能なものとしてリストアップ
- 受注者の事務合理化のため、受注者の独自書式の使用を可能とした
- 添付資料は必要最小限で簡素なものとし、二重提出(紙と電子)を求めないこととした



(別紙)省略・集約が可能な工事関係図書等

〇省略・集約等により効率化できる図書(19種類)

し自昭・朱初寺により効学にでき	る凶告(T9性規)
図書名	効率化の考え方
火災保険等加入状況報告書	保険契約締結後、直ちに証券等の写し、保険会社の証明書等を監督職員に提出することで省略
工事実績情報登録報告書	工事カルテの写しのみを提出することで省略
施工管理技術者通知書	施工管理技術者の氏名その他必要事項を(工種別)施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
電気保安技術者通知書	電気保安技術者の氏名その他必要事項を(総合)施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
工事用電力設備の保安責任者通知書	工事用電力設備の保安責任者の氏名その他必要事項を(総合)施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等 で省略可
技能士通知書	技能士の氏名その他必要事項を(工種別)施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
技能資格者通知書	技能資格者の氏名その他必要事項を(工種別)施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
緊急連絡体制	緊急時の連絡体制を(総合)施工計画書に記載する等で省略可
工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)に基づく工事現場の安全対策を(総合)施工計画書に記載する等 で省略可
下請負人通知書	施工体制台帳を提出する等で省略可
作業員名簿	施工体制台帳を提出する等で省略(特に厳しいセキュリティが求められ、事前登録が必要な場合等を除く)
主要(資材·機材)発注先通知書	主要資材・主要機材の発注先を(工種別)施工計画書に記載する等で省略可
週間工程表(または月間工程表)	原則として、実施工程表の補足として提出を求めるものは、月間工程表(または週間工程表)とすることで、週間工程表(または月間工程表)を省略可
確認・立会い請求書	確認・立会いの希望日その他必要事項を実施工程表、工事週報、月間工程表、工事打合せ書等に記載する等で 省略可
工事材料搬入報告書	工事写真を提出する、工事打合せ書に記載する、納品書のコピーを提出する等で省略可
工事材料場外検査願	検査希望日その他必要事項を実施工程表、工事週報、月間工程表、工事打合せ書等に記載する等で省略
現場休止届	現場の休止期間その他必要事項を実施工程表、工事週報、月間工程表、工事打合せ書等に記載する等で省略
休日夜間作業届	作業日時その他必要事項を実施工程表、工事週報、月間工程表、工事打合せ書等に記載する等で省略
産業廃棄物管理表(マニフェスト)	マニフェストを提示することにより提出は不要(施工報告書等にマニフェストの添付は不要)

〇一部工種または材料において効率化できる図書(2種類)

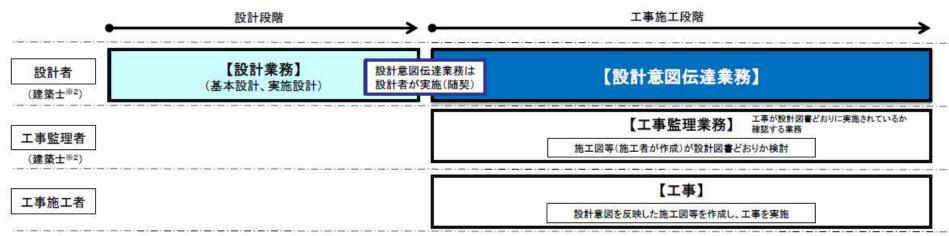
図書名	効率化の考え方				
施工計画書	工数の少ない工種は、他の工種に集約して記載する等で効率化				
材料の品質等を証明する資料	設計図書でJIS等の規格が指定されている材料で、全数確認が必要な工種(杭、塗装、防水、吹きつけ等)以外は、搬入時の工事写真を提出する等で効率化				

遅滞ない設計意図伝達(施工段階の設計)

- ■取組内容(平成29年10月1日以降に契約手続きを開始する設計意図伝達業務において実施)
- ○営繕工事の生産性向上のためには、<u>施工段階において</u>、発注者を含めた関係者間で的確な情報共有に努めるとともに、<u>設計者が設計意図を遅滞なく工事施工者及び工事監理者に対して伝達</u>し、迅速な意思決定に資するようにすることが不可欠。
- 〇工事の工程に連動した「遅滞ない設計意図伝達」を確実に実施するため、国土交通省地方整備局等が発注 する営繕工事における設計意図伝達業務委託契約の仕様書において、以下を新たに契約事項として規定。
 - ①常に工事の工程を確認して業務を実施すること
 - ②工事の工程に合わせて検討、報告等の<u>期限が設定された場合は、これを遵守</u>すること 等

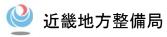
■設計意図伝達業務とは

- ○工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計(建築±法令に規定)。
- 〇具体的には、設計意図を正確に伝えるため、設計図書に基づき、①質疑応答等、②工事施工者が作成する施工図等※1の確認、③工事材料、設備機器等の選定(色、柄等を含む)に関する助言等を行う。
- ※1 設計意図が正確に反映されていることを確認する必要があるものに限り、特記仕様書に具体的に記載する。



※2 建築士法により、設計・工事監理は建築士が行うことを義務づけ

「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き」に掲載されている営繕関係資料



段階	名称	手引き掲載箇所	URL	資料P
全般	「官公庁施設整備における発注者のあり方」答申	(P6)第2章1, (P6) 図5 (P8) 図6	http://www.mlit.go.jp/common/001175127.pdf	1,2
主权	「公共建築工事の発注者の役割」解説書(第一版)	(P7)第2章1	http://www.mlit.go.jp/common/001187060.pdf	3
	新営予算単価	(P18)第4章1(2)②	http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s hineiyosantanka.htm	4
企画段階	公共建築工事における工期設定の基本的考え方	(P17)第4章1(2)①	http://www.mlit.go.jp/common/001107035.pdf	5
	発注者支援業務事例集	(P20)第4章1(2)④	http://www.mlit.go.jp/common/001133820.pdf	6
基本設計段階	官庁施設の設計業務等積算基準・同要領	(P23)第4章2(2)③	http://www.mlit.go.jp/common/001178932.pdf	7
実施設計段階	官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン	(P27)第4章3(2)②	http://www.mlit.go.jp/gobuild/cost_gl.html	8
	「営繕積算方式」活用マニュアル	(P9)図7, (P12)図9,10 (P30)第4章4(2)② (P31~35)図24~29	http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_00000 9.html	9~16
│ │ │ 積算段階	営繕工事積算チェックマニュアル	(P11)第3章1(4) (P30)第4章4(2)②	http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou_sekisan_u nnyou.htm#s6	14
	公共建築工事積算基準	(P11)第3章1(4)	http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s _sekisan_kijyun.htm	10
	営繕積算システム(RIBC)	(P11)第3章1(4)	_	16
₩ 〒 F.J. (7)比	入札時積算数量書活用方式	(P34~35)第4章5(2)①	http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_00003 5.html	15
施工段階	営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)	(P35)第4章5(2)② (P36)図30	https://www.mlit.go.jp/common/001174677.pdf	17
全般	公共建築相談窓口	(P20)第4章1(2)④ (P21)図17	http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_00001 6.html	18,19

【参考URL】

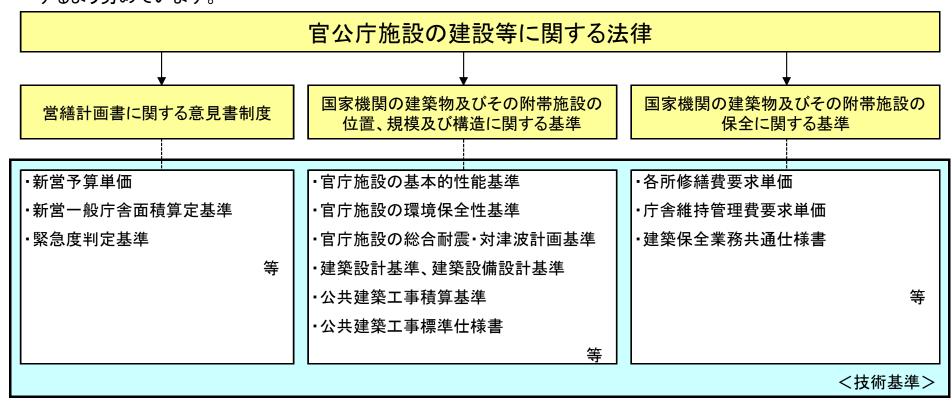
※公共建築工事の発注者の役割ポータルサイト http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html

※官庁営繕の技術基準 http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

2. 官庁営繕の技術基準 http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

国土交通省では、国家機関の建築物の整備や保全指導等を効率的かつ的確に実施するため、計画、設計、施工、保全等の各分野において、技術基準(基準・要領・資料)を定めています。

これらの技術基準を活用することにより、国家機関の建築物の整備や保全について一定の方向性と水準の確保を図るとともに、災害に対する安全の確保、利用者の利便性の向上、環境への配慮等、社会的要請に的確に対応するよう努めています。

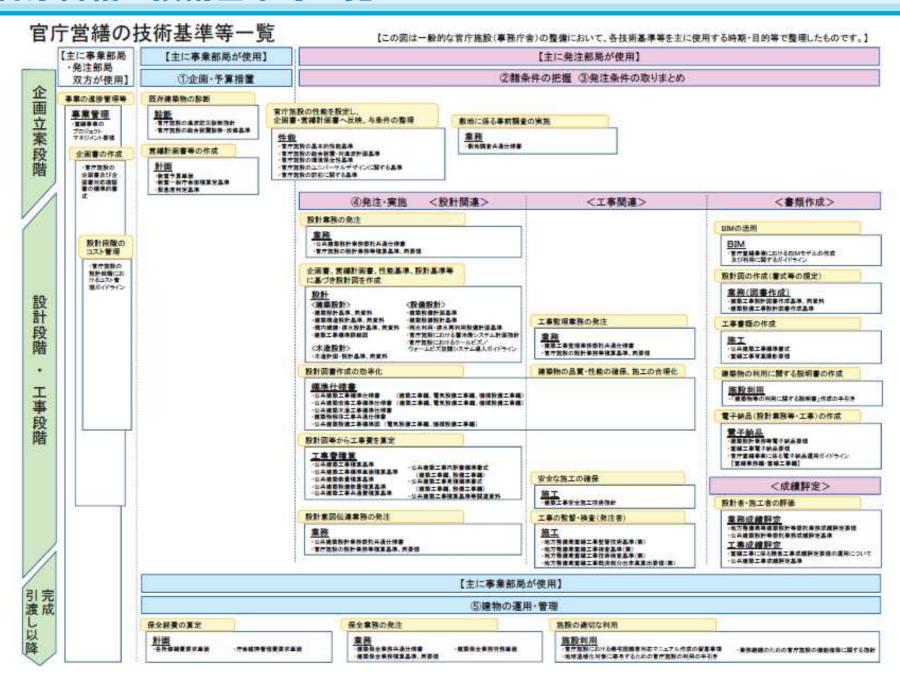


官庁営繕の技術基準等を、主に使用する時期や目的等で整理した一覧を掲載しています。

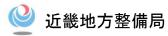
> <u>官庁営繕の技術基準等一覧</u> (http://www.mlit.go.jp/common/001206234.pdf)

ご不明な点がございましたら、「公共建築相談窓口」へお問い合わせください。

官庁営繕の技術基準等一覧 http://www.mlit.go.jp/common/001206234.pdf 🔮



公共建築相談窓口一覧



	組織	窓口	電話	内線	対象地域
本省	大臣官房官庁営繕部	計画課	03-5253-8111	23224	全国
				23227	
北海道開発局	営繕部	営繕調整課	011-709-2311	5730	北海道
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171	5153	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
		保全指導·監督室		5513	
	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	_	岩手県、青森県、秋田県
関東地方整備局	営繕部	官庁施設管理官	048-601-3151	5114	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、
		計画課課長補佐		5153	東京都、神奈川県、山梨県、長野県
		保全指導·監督室室長補佐		5513	
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	-	埼玉県、東京都(練馬区、新宿区、渋谷区、
					板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区)
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	_	千葉県、東京都(荒川区、台東区、足立区、
					葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区)
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	_	山梨県、東京都(中野区、杉並区、世田谷区、
					品川区、大田区、目黒区、特別区以外)
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271		栃木県、茨城県
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104		神奈川県
	長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481		長野県、群馬県
北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880	_	新潟県、富山県、石川県
	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585	_	石川県、富山県
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	_	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421		静岡県
近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141		福井県、滋賀県、京都府、大阪府、
		計画課課長補佐		5153	兵庫県、奈良県、和歌山県
Ĭ		保全指導・監督室	06-6443-1791	_	大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く)、
					兵庫県、和歌山県
	京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	-	京都府、福井県、滋賀県、奈良県、
L					大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡)
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231		鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271		岡山県、鳥取県
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061		徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	092-471-6331		福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、
		保全指導・監督室室長補佐		5513	大分県、宮崎県、鹿児島県
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122		熊本県、大分県
	鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188		鹿児島県、宮崎県
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152	沖縄県 20